

令和元年度 全国統一研修会③

資産税についての全ての事項

【日程・会場】

令和元年9月12日（木） なら100年会館 大ホール

令和元年9月25日（水） オリックス劇場

令和元年9月27日（金） 京都テルサ テルサホール

【時間】 10時30分～16時30分

【講師】 税理士・公認会計士・弁護士 **関根 稔** 先生

日本税理士会連合会

ご意見・ご感想を募集しております

本会研修部では、今後の研修会の企画・実施の参考とさせていただきたく、本会主催研修会に対するご意見・ご感想を次の要領により承っています。

■ご意見・ご感想の提出方法について

氏名並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載のうえ、下記のメールアドレスへご提出をお願いします。

電子メールアドレス：info_kensyu@kinzei.or.jp

■留意事項について

- ・ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご記入いただいた氏名、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・ご記入いただいた情報は本会の研修事業以外の用途には使用しません。

本冊子に記載しております内容全てにおきまして、作成者等の許可なく再配布、転送、複製等されませんようお願い申し上げます。

タイムスケジュール

| (時間) | 内容 | 担当 |
|-------|---------|----------------------------------|
| 10:30 | 開会アナウンス | (司会) 研修部員 |
| 10:32 | 講演 | (講師) 税理士・公認会計士・弁護士 関根 稔 先生 |
| 12:00 | (昼休憩) | |
| 13:00 | 講演 | (講師) 税理士・公認会計士・弁護士 関根 稔 先生 |
| 14:45 | (休憩) | |
| 15:00 | 講演 | (講師) 税理士・公認会計士・弁護士 関根 稔 先生 |
| 16:30 | 閉会アナウンス | (司会) 研修部員 |

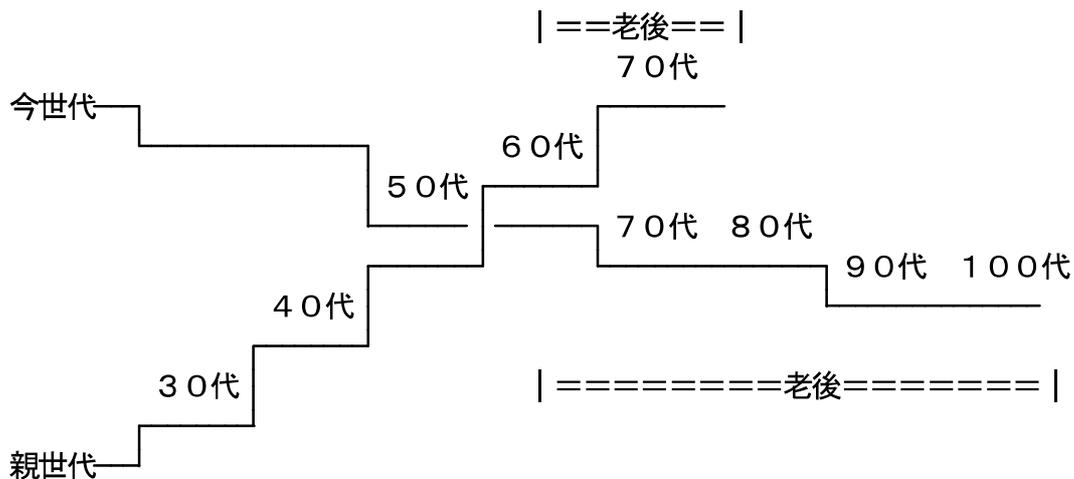
| 基本的な知識 | | | |
|---|---|---|--|
| 昭和と平成 事業・財産承継 婚外子(最高裁) 配偶者の相続分 配偶者居住権 ① 居住権の放棄 ② 持戻しの免除 ③ | 預金(最高裁) 預金の仮払い ④ 分割のやり直し 相続後の賃料 特別受益財産 年金(最高裁) 特別の寄与分 ⑤ | 自筆遺言証書⑥ 遺言保管制度⑦ 遺言の撤回 遺言代用信託 口頭死因贈与 法人への遺贈 負担付き遺贈 | 限定承認 遺留分金銭請求 ⑧ 対象財産の指定 ⑨ 現物は代物弁済 ⑩ 10年期間制限 ⑪ 遺留分の放棄 遺留分の対策 |
| 養子縁組で節税 賃貸物件で節税 タワマンで節税 | 依頼者の人生 自分の人生 | | A社B社方式 49%出资方式 |
| 小規模宅地特例 豊かな邸宅取得 リフォーム実行 | | | 3年内経過後贈与 借入で持株会社化 株式交換で1社に 生命保険で節税 |
| 底地・借地評価 会社への貸付金 不良債権の処分 少数株式の処分 株式と取引事例 | | | 人的な種類株式 種類株式の利用 合名会社の利用 組織再編の利用 持株会の利用 賃貸物件所有会社 現金という脱税 節税策は3分法 |
| ビル管理会社 教育資金信託 相次相続控除 事業承継の是非 配偶者贈与特例 | | | 一般社団法人 一般財団法人 信託 40条70条申請 納税猶予(改正) M&A 申告期限内の解散 |
| 成年後見の利用 子ども達に自宅 財産のお片付け 大きな宅地評価 | | | |
| 資産の現金化 名義預金・株式 美術品・宝石類 | | | 自己株式 物納(改正) 納税者に説明 |
| ベーシックな対策 | | | |
| 納税対策・税務調査 | | | |
| 極端な節税策 | | | |

第1 基本的な知識

《1》昭和の時代と平成の時代

【設例】 事業承継、相続税対策、相続対策が、これからの税理士業の基本だ。

昭和の時代は、地価が上昇し、家賃が上昇し、事業が拡大し、寿命は70歳
 平成の時代は、地価が下落し、家賃が下落し、事業は縮小し、寿命は90歳

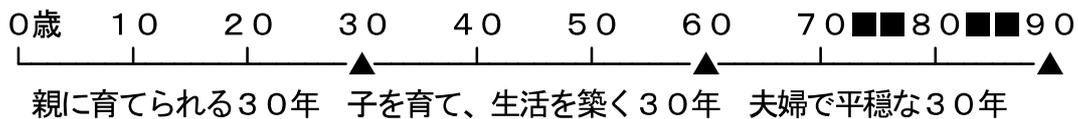


『税理士のための百箇条』 / 第66話 相続税対策、相続対策、生存対策

サザエさんの父親である磯野波平さんは54歳だが、磯野家における波平さんの次の役回りは被相続人ではなく、相続人なのだ。ドラえもんでは、のび太のお祖母さんが「せめてのび太が小学校に上がるまでは生きていたい」と語っていたが、今、それはひ孫に対する言葉だろう。日本人の平均寿命は、この20年で1世代分近く延びてしまったのだ。

| 昭和の時代に止まる税理士 | 平成の時代を認識している税理士 |
|--|--|
| 地価と家賃が上昇するダブルインカム 土地と事業を承継させるのは当然 1億円の現金より1億円の土地 賃貸業を経営する成功した人達 親孝行、仕送りの時代 | 地価が下落し、家賃が下落し、空室が増加 30年が経過してしまったビルの承継 1億円の土地より8000万円の現金 賃貸業を経営して失敗した人達 子孝行、教育資金信託の時代 |
| 事業承継、相続対策、相続税対策 | 資産のお片付け、自分の後始末 |





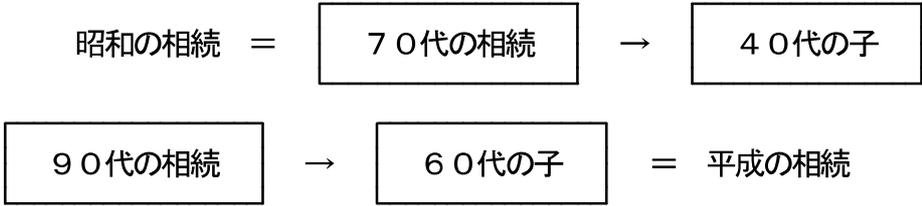
経済産業省によると日本人の女性は93歳、男性は87歳で亡くなる人が最も多い。

| 生年 | 男性 (平均寿命81.1歳) | | 女性 (平均寿命87.3歳) | |
|---------------|-------------------|---------|-------------------|---------|
| | 50%生存年齢 | 25%生存年齢 | 50%生存年齢 | 25%生存年齢 |
| 1984年 (現在35歳) | 94.7 | 100.7 | 101.4 | 106.4 |
| 1979年 (現在40歳) | 93.6 | 99.6 | 100.4 | 105.4 |

結論 …… 子に財産を承継させる時代でなく、自分の人生に責任を持つべき時代です。
事業承継と退職を考えているお父さんは、その時期を10年は延ばすべき。

《2》事業承継、財産承継 (家族の形)

【設例】相続で子ども達に財産を承継させるつもりだ。



70代、40代サイクルが、長寿化で90代、60代サイクルになってしまった。
70代サイクル、40代サイクルに戻すべきが長寿化の時代の家族の形です。

連載中の原稿 家族の形
たった20年で社会構造が変わってしまった。70代の父親から40代の子への相続財産の移転のサイクルが、90代の父親から60代の子への相続財産の移転サイクルへの変化だ。もし、子への財産の承継を考えるのであれば、子が財産を必要とする30代、40代であり、事業承継であれば子が生活を作り上げる40代、50代だろう。相続時の承継では、すでに相続人も老境に入ってしまう。

- …… 建築資金を贈与したのは地価が上がり続ける昭和の時代であって、
- …… いま建物を買って上げて無償で貸与するのが長寿化の平成の時代。

結論 …… いま、行うべきは70代での財産と事業承継です（子の自立）。
70歳を過ぎたら、子育てを終えて、自分の老後を豊かに暮らすべきです。

《3》婚外子の相続分（最高裁 民法相続編の改正のスタートです）

最高裁平成25年9月4日判決

遅くともAの相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである。したがって、本件規定は、遅くとも平成13年7月当時において、憲法14条1項に違反していたものというべきである。

【設例】 婚外子に実子と平等の相続権を認める民法相続編の改正は正義なのか。

- …… 弁護士の発想では、憲法14条（法の下での平等）に違反して無効なのは当然。
- …… 非嫡出子も平等と考えるのであれば、今までの60年間で間違っていたのか。
- …… 夫に非嫡出子が存在した妻は、非嫡出子の相続分について納得できるだろうか。
- …… 民法は、最高裁判決に従って改正され、婚外子の相続分は実子と同等になった。
- …… 嫡出子（実子）だけなら、母親を追い出す遺産分割になることは希ですが、非嫡出子が登場した場合は自宅の売却が必要になってしまう可能性がある。

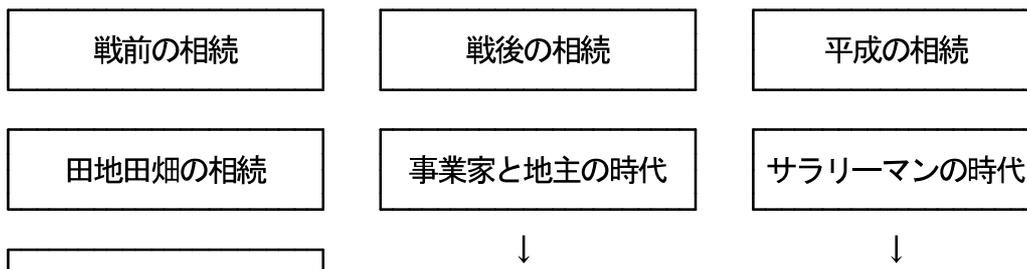
非嫡出子にも平等の相続権がある ≠ 夫婦で獲得したマイホームから追い出される

結論 …… 非嫡子も平等（憲法）と配偶者が家を追い出される矛盾が生じてしまった。
嫡出子と非嫡出子に平等の相続権を認める「相続権」とは何なのだろうか。

《4》配偶者の相続分

【設例】 妻の法定相続分は2分の1で、その他を子供達が均等に相続する。

配偶者の相続分は2分の1で、子は均等 / 超過累進税率、給与所得控除、退職所得
取締役は3名で、招集通知は2週間前に / 遺産取得者課税、配偶者の相続税の軽減





結論 …… 昭和の時代を知り、平成の時代を知るからこそアドバイザーが務まる。

《5》配偶者の相続分（頓挫してしまった民法改正）

【設例】民法相続編の改正が検討されているが、これが頓挫してしまったと聞いた。

- 【甲】 被相続人の財産が婚姻後に増加した場合は配偶者の相続分を増やす。
 【乙1】 婚姻期間が20年を経過した場合は協議で配偶者の相続分を引き上げる。
 【乙2】 婚姻成立の日から20年を経過した場合の相続分は【乙1】と同じとする

- …… 離婚する場合は、妻は婚姻後に増加した財産の半分の取り分を持ちます【甲案】。
 …… 妻の法定相続分が2分の1では、妻は自分の取り分を取り戻すだけです。

『続・税理士のための百箇条』 /第78話 ナポレオン法典/

そこで、急遽、これらの法律を作ることになったのだが、その際に参考にしたのはフランス民法（ナポレオン法典）だった。その際に、「フランス民法の直訳に僅かの改削を加えて日本の法典としようとした」「『誤訳も亦妨げず唯速訳せよ』と催促してフランス民法を翻訳せしめた」（新版注釈民法1巻 有斐閣）。その後、「民法出でて忠孝亡ぶ」などの批判を受け、ドイツ法や、日本の慣行を取り込んで明治31年7月16日から施行されたのが現行民法であり、敗戦後に親族法と相続法のみが改められただけで現在に生き残っている法律だ。

結論 …… 明治31年に制定され、敗戦時に改正されただけの民法は既に時代遅れです。

《6》配偶者の居住権の保護（民法改正①）

【設例】 愛人の子が登場し、自分にも実子と同等の相続権があると主張する。このままでは私は自宅を追い出されてしまう。

- …… 実子なら、母親が相続し、第2次相続で遺産を承継することが可能です。
- …… 婚外子は、父親の相続で財産を取得しないと遺産取得の機会を失います。

- 1 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策
遺産の分割又は相続開始から6か月について無償で使用する権利を有する。
- 2 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策
居住していた建物について無償で使用する権利（配偶者居住権）を取得する。
(ア) 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
(イ) 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。
(ウ) 配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の死因贈与契約があるとき。

民法1028条（配偶者居住権）

被相続人の配偶者（以下この章において単に「配偶者」という。）は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その居住していた建物（以下この節において「居住建物」という。）の全部について無償で使用及び収益をする権利（以下この章において「配偶者居住権」という。）を取得する。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあつては、この限りでない。

- ◆1 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。
- ◆2 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。

結論 …… 配偶者は、相続に関しては、脇役という意識が抜けないのです。

《7》長期居住権はどのような場面で利用されるのか（その1）

税理士新聞 第1615号 2019年1月5日号（弁護士の解説）

仮に相続財産が5000万円で、そのうち現預金3000万円、自宅の評価が2000万円、相続人が妻と子1人とします。妻と子の相続分は1対1なので、現行法上の遺産分割では妻2500万円、子が2500万円となります。

| | | | |
|-------|--------|--------|--------|
| | | 配偶者が相続 | 子が相続 |
| 自宅の評価 | 2000万円 | 2000万円 | |
| 現預金 | 3000万円 | 500万円 | 2500万円 |
| | | 2500万円 | 2500万円 |

家に住み続けたい妻が評価額2000万円の自宅を取得すると、相続できる現預金は500万円となり、相続後の生活費が不足しかねません。

これに対して改正後は、現預金は妻も子も1500万円の取得として、自宅については、妻が配偶者居住権（評価額1000万円）、子どもが配偶者居住権の負担付きの所有権（評価額1000万円）を取得するという遺産分割が可能となります。

| | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| | | 配偶者が相続 | 子が相続 |
| 配偶者居住権 | 1000万円 | 1000万円 | |
| その敷地 | 1000万円 | | 1000万円 |
| 現預金 | 3000万円 | 1500万円 | 1500万円 |
| | | 2500万円 | 2500万円 |

結論 …… 配偶者の法定相続分2分の1に従う義務はありません。

《8》長期居住権はどのような場面で利用されるのか（その2）

【設例】仲の良い親子を想定するのか、仲の悪い親子を想定するのか。

- …… 仲が良ければ配偶者が居宅と預金を相続すれば良いと思う。
- …… あるいは共有で相続し、配偶者が居住を継続すれば良いと思う。
- …… 母親を居宅から追い出す子は存在しないし、追い出したら面倒なだけ。
- …… 仲が悪ければ配偶者居住権の合意など不可能と思う。
- …… 存続期間として3年を想定するのか、20年を想定するのか。

結論 …… 利用される場面が想定できません。

《9》長期居住権の管理は可能なのか

【設例】修繕費と、通常必要経費は配偶者の負担とされている。

- …… 固定資産税は配偶者が負担するのか。
- …… 火災保険は配偶者が負担するのか。

…… 区分所有建物（マンション）の場合は管理費と修繕積立金は配偶者の負担か。

結論 …… 20年、30年の長期の無償使用という不安定な契約になってしまう。

《10》長期居住権は事情の変更能耐えられるのか

【設例】 配偶者の自立生活が難しくなり、介護老人ホームへの入居が必要になった。

…… 介護老人ホームに入居後の居宅は空家として放置するのか。

…… 長期居住権が設定されている土地建物では換金もできない。

…… 土地を所有する者が事業資金を借用する場合に担保価値が認められない。

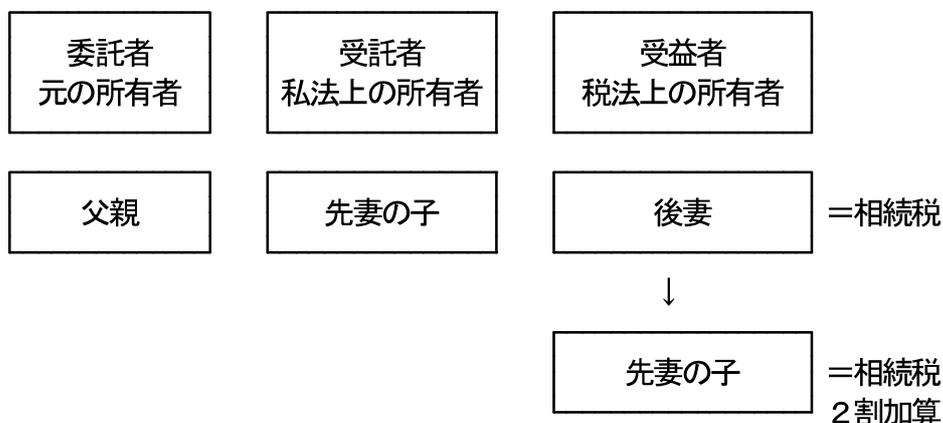
結論 …… 長期居住権は居住者と土地所有者の両者の財産処分権を奪うのです。

《11》想定される唯一の使用法（受益者連続信託）

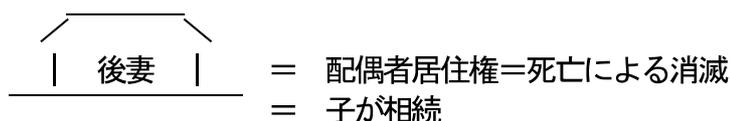
【設例】 再婚した妻に居宅を残したいが、妻が死亡した場合は、これを子に戻したい

…… 従前であれば、これを受益者連続信託で処理してました。

…… 受益者連続信託では2度の相続税の課税を受けることになります。



…… 妻に終身の配偶者居住権を与え、建物と土地は子に相続させることが可能です。



結論 …… 後妻をお荷物とするような家庭には入らないことです。

《12》配偶者居住権の税務上の評価手法

【設例】 配偶者居住権の対象の土地建物を、どのように評価するのか。

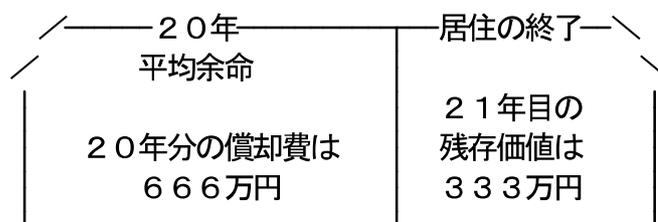
…… 相続税における配偶者居住権の評価は相続税法第23条の2として新設される。なぜ、財産評価基本通達ではなく、相続税法に新設する必要があったのか。時価がある資産ではなく、不動産鑑定評価で求められる価額でも無い。条文で決めつけてしまわなければ根拠になる時価が存在しない財産。

① 建物についての配偶者居住権の評価方法

$$\begin{aligned} & \text{建物の時価} - \text{建物の時価} \times \frac{(\text{残存耐用年数} - \text{存続年数})}{\text{残存耐用年数}} \times \text{民法の法定利率による複利現価率} \\ & 1000 - 1000 \times \frac{30\text{年} - 20\text{年}}{30\text{年}} \times 0.554 = 815 \quad (\text{年}3\%) \end{aligned}$$

…… 建物の相続税評価額を居住年数と、その後の残存耐用年数に按分する。耐用年数（中古資産）が30年で、配偶者の平均余命が20年の場合。

相続税評価額が1000万円の場合なら、30年の減価償却によってゼロになるのだから、1000万円の使用価値を30年に割り振れば、



$$\begin{aligned} & 21\text{年目の}333\text{万円の複利現価は}185\text{万円} = \text{子の相続分} \\ & 1000\text{万円} - 126\text{万円} = 815\text{万円} = \text{居住権の評価} \end{aligned}$$

1000万円

…… 息子の権利は居住の終了後の残り10年の残余価値の複利現価計算です。20年後の333万円の価値は、年3%の複利で割り戻すと185万円。
…… 配偶者の平均余命と建物の残存耐用年数の短い方を利用しますので、配偶者の平均余命が建物の残存耐用年数を超えれば建物の評価はゼロになる。

建物の残存耐用年数



② 土地についての配偶者居住権の評価方法

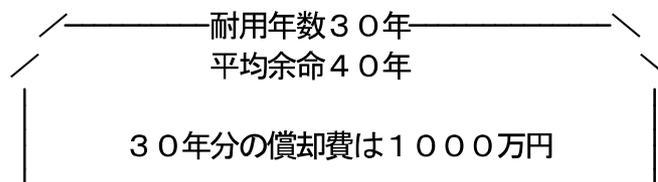
現在の評価が1000万円なら20年後の評価も1000万円と仮定する。
20年後の1000万円の価値は年3%の複利で割り戻すと554万円。



21年目の1000万円の複利現価は554万円=子の相続分
1000万円-377万円=446万円=居住権の評価
1000万円

③ 土地の評価額でも建物の耐用年数の制限を受けます。

…… 妻の平均余命が40年で、建物の耐用年数が30年の場合なら、
建物に限らず、土地についても30年後の居住権の消滅を想定します。

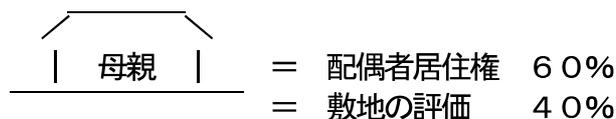


0万円=子の相続分
1000万円=居住権の評価

結論 …… 平均余命と建物の耐用年数の短い方を採用（居住年数）します。

- a 平均余命が尽きれば建物と土地の使用期間は終わるし、
- b 建物の耐用年数が尽きれば建物と土地の使用期間は終わる。

《13》 配偶者居住権は節税に使われてしまうのか



…… その後、配偶者が死亡すれば長期居住権は無税で消滅するのか（非課税）。



結論 ……配偶者の相続税額の軽減1億6000万円の節税効果を子に移転（有利）。

《14》配偶者居住権を途中で解消した場合の課税関係（民法改正②）

【設例】 息子が事業に失敗して配偶者居住権の設定された土地を売ることになった。

- …… 配偶者が長期居住権を放棄すると子に贈与税が課税される（新通達＝不利）。
- …… 配偶者は死ぬまで配偶者居住権が放棄できなくなるのか（贈与税の負担は重い）。
- …… 配偶者居住権の放棄について相続時精算課税が利用できる（不利を解消）。

9-13の2（配偶者居住権が合意等により消滅した場合）

配偶者居住権が、被相続人から配偶者居住権を取得した配偶者と当該配偶者居住権の目的となっている建物の所有者との間の合意若しくは当該配偶者による配偶者居住権の放棄により消滅した場合又は民法第1032条4項（（建物所有者による消滅の意思表示））の規定により消滅した場合において、当該建物の所有者又は当該建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。）の所有者（以下9-13の2において「建物等所有者」という。）が、対価を支払わなかったとき、又は著しく低い価額の対価を支払ったときは、原則として、当該建物等所有者が、その消滅直前に、当該配偶者が有していた当該配偶者居住権の価額に相当する利益又は当該土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価額に相当する利益に相当する金額（対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額）を、当該配偶者から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。

（注）民法第1036条（（使用貸借及び賃貸借の規定の準用））において準用する同法第597条第1項及び第3項（（期間満了及び借主の死亡による使用貸借の終了））並びに第616条の2（（賃借物の全部滅失等による賃貸借の終了））の規定により配偶者居住権が消滅した場合には、上記の取り扱いはないことに留意する。

- …… 配偶者から有償で取得し、あるいは共同して売却した場合はどうなるのか。

第1説 配偶者は、取得価額ゼロで、総合課税の譲渡所得（雑所得）なのか。

第2説 配偶者への支払いは譲渡の取得費に加算されるのか。

結論 …… 配偶者居住権が設定された土地を処分することになったら面倒です。

【設例】 配偶者の長期居住権にも小規模居住用宅地の特例を認めるのだろうか。

- …… 小規模宅地の評価減を認める方向と報道されてます（自民党税調）。
- …… 土地所有権部分については小規模宅地の特例が適用されそうです。

《15》持戻し免除の意思表示の推定規定（民法改正③）

【設例】先妻の子と揉めないように、配偶者に居宅だけでも贈与しておこうと思う。

- …… 配偶者保護のための持戻し免除の意思表示の推定（配偶者の保護の第2弾です）。

婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地について遺贈又は贈与をしたときは、民法第903条第3項の持戻し免除の意思表示があったものと推定する。

| | | | | |
|----------|---|----------|---|-----|
| 生前贈与 1億円 | + | 相続財産 1億円 | = | 2億円 |
|----------|---|----------|---|-----|

持戻し免除の遺産分割（1億円）

通常の遺産分割（2億円）

妻 1億円 × 1/2 = 5000万円

2億円 × 1/2 = 1億円 - 1億円 = 0

子 1億円 × 1/2 = 5000万円

2億円 × 1/2 = 1億円

- …… 民法改正が税法（贈与税の配偶者控除）を取り込みました（先を歩く税法）。贈与税が課税されるので2110万円までしか贈与できません。都内では2110万円まで贈与できる居住用財産には限度があります。

| | |
|---------------------------|--|
| 妻への生前贈与 | 配偶者が相続で取得 |
| + 贈与の登録免許税 + 贈与の不動産取得税 | ▲ 居宅の小規模宅地 80% の評価減 ▲ 1億6000万円の配偶者の軽減 |

結論 …… 普通の家庭ではなく、問題のある家庭で必要になるのが相続対策です。

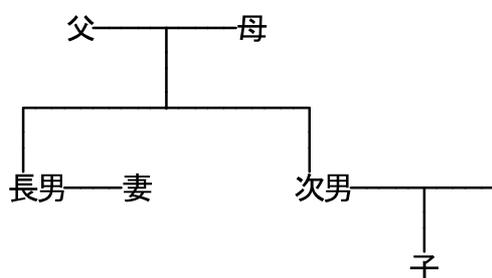
《16》兄弟甥姪の相続権

【設例】私には子が無いので、遺産は、兄弟姉妹と甥姪に相続権がある。

- …… 夫婦で獲得したマイホームを甥姪にも相続させなければならない。

…… 兄弟、甥姪の相続権は、田地田畑の縦の相続の名残なのです。

皇室典範（昭和二十二年一月十六日法律第三号）
第2条 皇位は、左の順序により、皇族に、これを伝える。
1 皇長子（皇太子徳仁親王）
2 皇長孫
3 その他の皇長子の子孫
4 皇次子及びその子孫（秋篠宮文仁親王、悠仁親王）
5 その他の皇子孫
6 皇兄弟及びその子孫（常陸宮正仁親王）
7 皇伯叔父及びその子孫



結論 …… 夫婦で取得した財産を、兄弟や甥姪にあげたいだろうか。

《17》相続人がいない相続

【設例】子供のいない高齢者が亡くなったが、手元には8000万円の預金がある。

相続されずに国庫に入った相続財産は平成29年は520億円と5年前に比較して4割増。

【設例】相続人がいない資産家の未亡人が、自分の資産で奨学金を作りたいという。

- …… 民法上の法人を設立するには財政的な基盤が要求されました。
- …… 美術館なら一級品の美術品の所有であり、奨学金財団なら利息を生む原資です。
- …… 一般社団法人であれば手元の現金2000万円で奨学金財団が作れます。
- …… 原資に課税されないためには2階の法人として設立する必要があります。
- …… 一般社団法人の理事には税理士が就任するのが理想的です。

| | | | |
|------|---------------|-------------|----|
| 公益認定 | 公益社団法人・公益財団法人 | 3階 | |
| | 特定の者に利益を与えな | 会費による共益的活動を | 2階 |

| | | |
|---------------|-----------|---------------------------|
| い法人（非営利徹底型） | 図る法人（共益型） | = 34業種課税 1階 = 全所得課税 |
| 一般社団法人・一般財団法人 | | |

…… 根拠となる法律（税法上）は法人税法施行令3条です。

| | | | |
|-------|--------|----------|---------|
| 1階の法人 | = 法人税法 | = 全事業が可能 | = 全所得課税 |
|-------|--------|----------|---------|

| | |
|-------------------------|-----------|
| 2階の法人=法人税法施行令3条（34業種課税） | ≠ 受贈益は非課税 |
|-------------------------|-----------|

…… 2階の法人（施行令3条）になるためには次の要件を満たす必要があります。

…… 1階の法人は全所得課税ですが、2階の法人なら収益事業（34業種）課税です。

| 非営利徹底型（プチ慈善） | 共益型（紳士クラブ） |
|-------------------------------------|--|
| | ① 会員に共通する利益を図る活動を行う |
| | ② 定款に会費として負担する金銭の定め |
| | ③ 主たる事業として収益事業を行わない |
| ④ 定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること（個人に分配しない） | |
| ⑤ 定款に剰余財産は国や公益法人に帰属する旨の定めがあること | ⑤ 定款に剰余財産が特定の個人に帰属する旨の定めがないこと（同種団体はok） |
| ⑥ 特定の個人又は団体に特別の利益を与えたことがないこと | |
| ⑦ 理事について3親等内の親族の占める割合が3分の1以下である（実質） | |

…… 3つ（6つ）の形式要件と、1つの実質要件です。

…… 税理士3人が集まれば、2階の一般社団法人が設立できるのです。

| | |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 奨学金を支払う財産所有団体 公益活動の為に存在する団体 | 医師会や地域活動の会費型の団体 自分達の私益活動の為に存在する団体 |
|--------------------------------|--------------------------------------|

結論 …… 高齢化社会で増加すると予想されるのが「高齢者の希望の実現」です。

《18》遺産分割の基準

【設例】結婚した娘たちにも平等の相続財産を渡すのが民法の基本です。

【設例】相続人は妻と、医者になった長男、引き籠もりの次男、結婚できない長女。

…… もし、弁護士が、法的正義を実現する存在だったら。

民法906条（遺産の分割の基準）
遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。

| 弁護士が使う民法相続編 | 税理士が使う民法相続編 |
|--|--|
| 法廷で使うツールで、喧嘩のツールです 喧嘩になった場合に登場する民法相続編 他の相続人を敵にするのが弁護士の民法 事件という分子を取り扱うのが弁護士で | 事業経営者と資産家を守るツールです 喧嘩にしない為のアドバイスが税理士 税務署という仮想敵国を置く税理士業 日常という分母の世界に住むのが私達 |

『税理士のための百箇条』 **第14話 利益相反行為と税理**

利益相反行為の禁止規定は、弁護士が守らなければならない最も重要な規範だろう
弁護士法25条では、依頼を受けた、あるいは相談を受けた事件について、その事件の相手方からの委任を受けることを禁止している。

極めて当然の規定だが、これが弁護士を仲裁者の立場から遠ざけてしまっている。

もし仮に、依頼者の利益をほんの少し譲り、相手方の利益を守ったとしたらどうだろう。弁護士は、その行為について依頼者への弁明が必要になってしまうはずだ。

それを避けるためには、一方的に依頼者の利益を主張し続ける方が安全だ。そしてそれが相手方の立場を無視するという結果に繋がることは、必然の理だろう。

つまり、利益相反規定は、依頼者の利益を守る以上に、弁護士を守る規範として機能しているわけだ。

だが、それでは仲裁者は務まらない。遺産分割協議を典型として、弁護士が登場すると紛争は揉めてしまうと言われる所以だ。

…… 税理士は、利益相反規定によって自分の身を守る必要はありません。

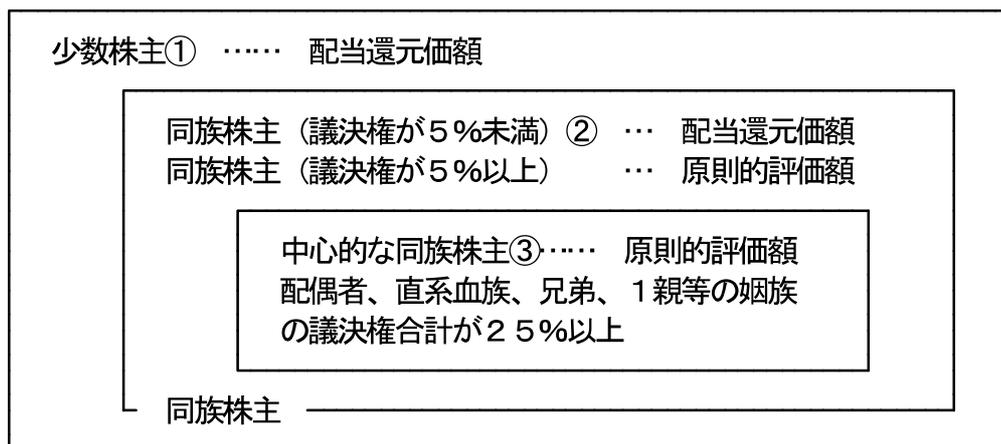
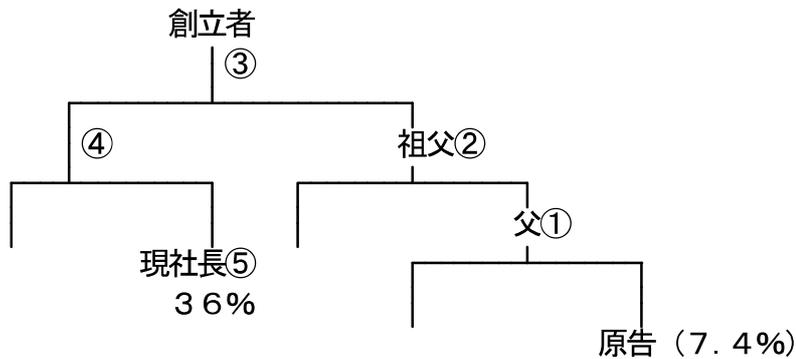
…… 相続税対策を考えるよりも、平穏な生活を確保するのが税理士の役割。

【設例】夫の相続財産について、どのように遺産分割をしたら良いかと問われた。

結論 …… 税理士が、ミニ弁護士を演じる必要はありません。

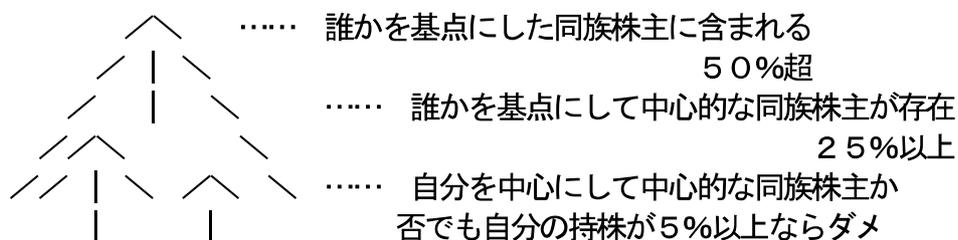
《19》遺産分割（同族会社の株式）

【設例】持株割合が36%の株主（中心的な同族株主）がいる会社の7.4%の株式を相続し、かつ、筆頭株主と5親等関係にある株主が相続株式の評価額を争った。相続人（納税者）は、6親等を親族の基準にすることは時代錯誤であり、5%を区別の基準とすることには合理性がないと主張した（平成8年12月13日東京地裁判決、平成11年2月23日最高裁判決）。



…… 1 2親等が親族の範囲です。

- ① 同族株主の存否は誰か（株主）の傘で判定します。
- ② 自分が中心的な同族株主か否かは自分の傘で判定します。



…… 中心的な同族株主は食卓のテーブルを囲む家族です。
 …… 親族の範囲の再検討は中止されました（組織再編税制）。

- ① 対策は遺言書の作成です。

② 対策は遺産分割協議です。

結論 …… 税理士のミスです。

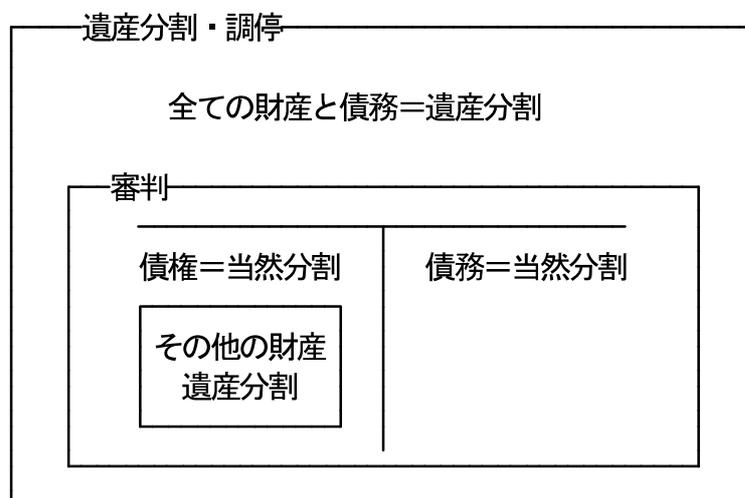
《20》遺産分割（預金と最高裁）

【設例】相続人Aは、生前に5500万円の贈与を受けていた。相続時に残っていた3800万円の預金はAとBが1900万円を当然分割し、それで相続は終了と考えるのは不公平と、Bが訴訟を起こした。

相続人A = 生前贈与5500万円+預金の半分1900万円

相続人B = 預金の半分1900万円

法定相続分の当然分割



平成28年12月19日最高裁大法廷判決

共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。

以上説示するところに従い、最高裁平成15年（受）第670号同16年4月20日第三小法廷判決・裁判集民事214号13頁その他上記見解と異なる当裁判所の判例は、いずれも変更すべきである。

…… 判決からは、普通預金と定期預金に限った判断のように読める。
預金の時価は明らかだが、債権の時価算定は困難という理屈であれば、
債権が生前贈与され、あるいは遺贈された場合は特別受益に含まれる。

結論 …… 債権（預金を除く）と債務は遺産分割の対象外なのです。

《21》民法は単式簿記

【設例】銀行預金は遺産分割の対象になったのだが、住宅ローンも分割可能なのか。

| 民法 | 会社法 | 税法 |
|--------------------------------------|---|------|
| 単式簿記 | 複式簿記 | 複式簿記 |
| 借方のみ | | |
| 遺言書は借方のみ 遺産分割は借方のみ 相続財産法人の存在理由 | = 負担付遺贈で処理 = 重畳的債務引受で処理 = 借方が国に帰属してしまうので法人化 | |

結論 …… ナポレオンは複式簿記を知らなかったのです。

《22》預金の仮払い（民法改正④）

【設例】遺産分割について争いがあり、預金も分割できず、相続税が納税できない。

…… 預貯金の3分の1の払戻しが認められます。

民法909条の2（遺産の分割前における預貯金債権の行使）

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち相続開始の時の債権額の3分の1に第900条及び第901条の規定により算定した当該共同相続人の相続分を乗じた額（標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。

各共同相続人は、預貯金債権のうち、相続開始の時の債権額の3分の1に共同相続人の法定相続分を乗じた額（法務省令で定める額を限度とする）については、単独でその権利を行使することができる。

…… 当然分割の時代も、銀行は、法定相続分の払い戻しに消極的（訴訟を要した）。
…… 3分の1の払戻し制度が導入されれば、銀行は、払い戻しに躊躇しません。

税のしるべ 第3334号 2018年10月8日

この一定額については、口座ごとに、相続開始時の預貯金債権の額の3分の1に払戻しを求める当該共同相続人の法定相続分を乗じた額となっている。ただし、一金融機関ごとの上限額を法務省令で定めるとしており、省令案では150万円とされた。なお、法制審議会では上限額を100万円とする案が議論されていた。

結論 …… どれほど小さな相続を前提に立法したのか不思議です。

《23》死ぬ前の預金の管理

【設例】夫が入院してしまったが、銀行は預金の払い戻しに応じてくれない。本人の委任状を持参してもダメだという。

- …… 普通預金はカードで払い戻しが可能ですが、生体認証だとカードも使えません。
- …… 身内間では、委任状の作成も、印鑑証明書の入手も容易なので銀行は認めない。
- …… 本人に意思があれば、銀行員に病院に来てもらえば良いが、意思がないと困る。
- …… 預金の払い戻しのために成年後見人の選任が必要になってしまったら大変です。
- …… 預金の代理人の登録を認める金融機関もありますが、ボケた場合の効果は不明。
- …… ネットの口座を開設しておけば、ボケてからでもネット経由で預金登録が可能。
- …… 普通預金と定期預金の移動も、普通預金からの引き出しも、ネット経由で可能。
- …… ボケが予想される段階になったら、預金は家族名義に変更してしまうべきです。
- …… 娘名義に預金名義を変更してしましますが心配だったら信託調書を提出します。

結論 …… 夫婦の預金は、ある程度の金額について分散管理が必要です。

- 《24》遺産分割（やり直し 登録免許税の事案）
- 《25》遺産分割（やり直し 詐欺・錯誤の事案）
- 《26》遺産分割（やり直し 現場での取引の事案）
- 《27》遺産分割（やり直し 代償金の不払いの事案）
- 《28》遺産分割（やり直し 課税上の錯誤無効を認めた裁決）
- 《29》遺産分割（やり直し 課税上の錯誤無効で更正の請求を認めた判決）
- 《30》相続後の賃料
- 《31》消費税の納税義務の判定
- 《32》相続後の売却

《33》特別受益財産

【設例】父に退職金を支払い、株価を下げ株式の贈与を受けて長男が会社を経営する

民法904条（特別受益者の相続分）
 前条に規定する贈与の価額は、受贈者の行為によって、その目的である財産が滅失し、又はその価格の増減があったときであっても、相続開始の時にいおいてなお原状のままであるものとみなしてこれを定める。

退職前の株式評価額 …… 退職後の株式評価額 …… 相続時の株式評価額
 3億円 1億円 10億円

結論 …… ナポレオンの時代には税理士はいませんでした。

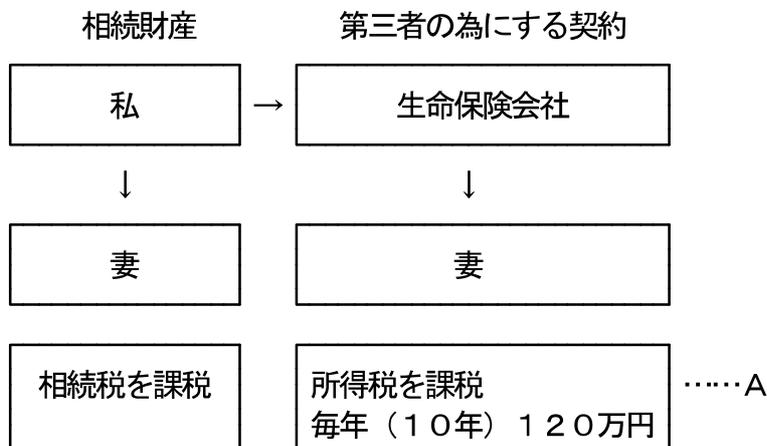
| 遺言書が存在しない場合 | 生前贈与と遺言書が存在する場合 |
|---|---|
| 特別受益の議論が登場＝法定相続分計算には含めるが、取り戻しは不可 不公平は解消されません | 遺留分の議論が登場＝相続分の2分の1計算に含めて、取り戻しが可能です 遺留分の限度で不公平が解消されます |

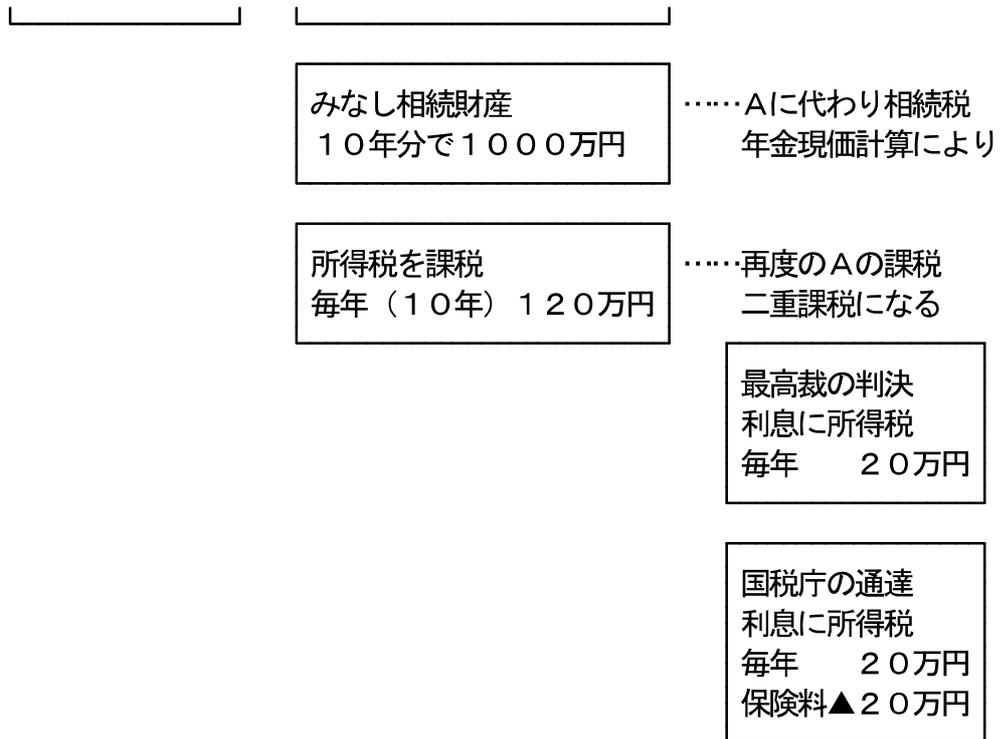
結論 …… 遺言書が存在しなければ特別受益、遺言書が存在すれば遺留分の棲み分。

《34》 保険年金（最高裁）

【設例】被相続人が加入していた生命保険から年金が支払われるが、①年金の現在価値に相続税が課税された上に、②毎年の年金の支給額に所得税が課税される。

- …… 最高裁は、年金訴訟について二重課税だという判決を書きました。
- …… 最高裁は、実務に影響を与えない事件でしか納税者を勝たせません。
- …… なぜ、年金訴訟では、納税者を勝たせたのでしょうか。
- …… 生命保険金や死亡退職金は相続財産ではありません。
- …… だから、みなし相続財産という概念が存在します。





『税理士のための百箇条』/第33話 **影響のない事件で納税者を勝たせる最高裁**

唯一の例外が年金二重課税訴訟であるが、これには別の理由が見受けられる。つまり、22年2月に税務大学の税大ジャーナルに掲載された「生命保険をめぐる相続税法および所得税法上の諸問題」と題する論文だ。この論文は、国の主張が間違いであって、課税処分が取り消されるべきだと論じている。課税庁のシンクタンクである税務大学が自らの敗訴を提言するなら、最高裁がその理屈を採用しても不思議ではないし、採用すべきともいえる。

土地を相続した = 相続税を課税

土地を譲渡した = 所得税を課税

平成25年7月26日東京地裁判決 税務通信 No. 3281

原告は、平成19年に被相続人である夫からの相続により土地等を取得し、相続税を申告（各不動産の評価額は合計4020万円）した。その後、不動産を4150万円で譲渡し、平成21年分の所得税の確定申告を行ったが、譲渡収入金額4150万円のうち既に相続税の課税対象となった経済的価値と同一の経済的価値4020万円は、相続等で取得する所得に所得税を課せない旨を規定する所得税法9条1項15号によって非課税になると主張した。

| | |
|----------|----------|
| 平成19年 | 平成21年 |
| 4020万円に | 4150万円に |
| 相続税を課税した | 所得税を課税した |

解散会社の株式 = 相続税を課税

解散会社の配当 = 所得税を課税

平成27年4月14日大阪地裁判決

原告は相続により取得した株式を発行した会社から、解散による残余財産の分配として金銭の支払いを受けた。この金銭の一部を配当所得として所得税の確定申告をした後、株式を相続により取得する際に相続税の課税を受けているので、当該配当所得は二重課税になるとして更正の請求をしたところ、原処分庁が更正をすべき理由がない旨の通知処分を行ったため、原告がその取り消しを求めていた事案。

| | |
|--------------|---------------|
| 18.10 | 22.2 |
| 株式 4500万円 | 分配金3億5813万円 |
| 未収入金3億6269万円 | 残余財産を分配(配当所得) |
| 相続開始(相続税) | |

結論 …… 最高裁は、納税者を勝たせたいのです。

《35》寄与分(既存の制度)

【設例】唯一の相続財産であるマンションの居宅について長男が相続分を主張する。

平成27年10月6日大阪高等裁判所決定 判例タイムズ No. 1430

抗告審は、みかん畑を維持することができたのは、長男が、昭和51年以降、農業に従事したからであると推認できるとした上で、耕作放棄によりみかん畑が荒れた場合にはその取引価格も事実上低下するおそれがあるから、長男には、農業に従事してみかん畑を維持することにより遺産の価値の減少を防いだ寄与があると判断して、みかん畑の評価額の30パーセントを寄与分と認めた。

平成27年6月28日札幌高裁決定

本件抗告審決定は、平成18年までの郵便局の事業主体はDであったこと、給与水準は従事する事業の内容、企業の形態、規模、労働者の経験、地位等の諸条件によって異なるから、賃金センサスによる大卒46歳時の年収平均額に充たなかったとしても、B夫婦の収入が低額であったとはいえ、むしろ月25万円から35万円という相応の収入を得ていたというべきであり、Bの郵便局事業への従事が被相続人Dの財産の維持・増加に特別の寄与をしたとは認められないとしたものである。

結論 …… 寄与分は、財産を持たない人達への最後の救済です。

《36》特別寄与分（民法改正⑤）

【設例】 義母と暮らす長男の嫁には子が無いので、義母の兄弟（相続人）から家を追い出されてしまう。

民法1050条

被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者及び第891条の規定に該当し又は廃除によってその相続権を失った者を除く。以下この条において「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下この条において「特別寄与料」という。）の支払を請求することができる。

…… 寄与をした親族（相続人を除く）は寄与に応じた金銭を請求できます（民法改正）。無償で療養看護等の労務を提供し被相続人の財産の維持に特別の寄与をした者。特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6ヶ月（1年）内に限ります。相続から6ヶ月内に法的な書面が郵送されたら当事者の関係は致命的になります。財産の分け前の請求ではなく、家政婦代金の請求に制限されるように予想します。特別寄与分への課税は一時所得課税ではなく、相続税の課税だと解説されてます。課税関係は特別縁故者（取得価額と取得時期を承継しない）になると予想される。

結論 …… 寄与分は、相続権を持たない親族に対する最後の救済です。

《37》遺言書の作成（遺言書が必要な場合）

【設例】 弁護士に相談したら相続は揉めるので遺言書を作成しておくべきといわれた

100人の弁護士は遺言の作成を勧める / その弁護士は遺言書を作成していない
弁護士は遺産相続は揉めると論じますが / 揉めた相続しか尋ねてこない弁護士業
事件という分子を取り扱うのが弁護士で / 日常という分母の世界に住むのが私達

公正証書遺言の作成件数は約10万件で / 1年間の死亡者の人数は120万人余

| | |
|------------|-------------|
| 子育てに失敗した親と | 親の教育に失敗した子と |
|------------|-------------|

一番に必要な相続対策と相続税対策は / 相続と相続税対策を必要としない子育ての教育と同様に親の教育も必要です / 遺産で子を操作する親を育てると大変死んだ後の財産にまで口出しするのか / 死んだ親父に遺産分割を決めて貰うか

【設例】子ども達が納得してくれるように遺言書には付言を書いておこう。

生きている内には教育し損なったけれど / お前は好きだった、お前は嫌いだったと、付言に涙を流して納得してくれる子供達 / 年寄りの最後の嫌味を書き残すのが付言

【設例】夫が死亡したが、夫婦には子がなく、親も死亡している。「全ての財産を妻に相続させる」という遺言書がある。

…… 遺言書を書いておくべき事例です。

- ① 子のない夫婦
- ② 戸籍を汚した人達
- ③ 貧乏な夫婦
- ④ 子が海外赴任中の事業経営者（国外転出時課税）

…… 遺言書は書くべきでしょうか。

…… 相続争いは100倍の注目を集めます。

…… 相続後には全ての兄弟が仲違いをしているでしょうか。

…… 弁護士は、結果から原因を見るという間違いをしています。

結論 …… 3行の遺言書が生活を救う場合もあります。

《38》 国外転出時課税の注意点（遺言書が必要な場合）

【設例】私は中小企業を経営しているが、息子は、サラリーマンで、いま、米国赴任中だ。

…… 平成27年度の税制改正で国外転出時課税が導入（相続税法第60条の2）。

相続財産に同族会社株式がある場合は注意が必要です。

- ① 相続開始から4ヶ月以内に準確定申告で国外転出（相続）時課税の申告を行う。
- ② 納税猶予を行う場合でも申告期限迄に担保提供の手続を行わなければならない。相続人に非居住者がいれば非居住者の法定相続分について納税が必要になります。国外転出時課税の対象になるかどうかは次で判定します。
 - ① 被相続人が国外転出時課税対象財産を1億円以上保有し、
 - ② 非居住者に国外転出時課税対象財産が一部でも移転した場合。準確定申告の期日までに遺産分割をして有価証券の帰属を決めてしまう。

結論 …… 企業経営者の息子が国外に居住する場合は遺言書が不可欠です。

《39》自筆証書遺言の作成（民法改正⑥）

【設例】自筆証書を作成するが、目録は、登記事項証明を添付すれば良いと聞いた。

民法968条（自筆証書遺言）

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第997条第1項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあつては、その両面）に署名し、印を押さなければならない。

- ① 添付する目録は遺言者の自書ではなく、パソコンで打ち出したモノでもokになる。
- ② パソコンで作成しなくても、登記事項証明や通帳のコピーでもokになる。

結論 …… 全文を自筆で書いて、日付を書き込み、署名押印する必要がありました。

《40》自筆証書遺言の保管制度（民法改正⑦）

【設例】遺言書を作成するのであれば、自筆証書遺言ではなく、公正証書遺言だ。

- …… 自筆証書遺言の保管制度が導入されますが、これは単なるロッカーではありません。
- ② 保管された遺言書には民法1004条1項（裁判所での検認）の規定は適用しない。
 - ③ 法務局の事務官は民法968条に定める遺言書の方式の適合性を外形的に確認する。
 - ④ 遺言者の住所、本籍、遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局で預かる。
- …… 公証人の遺言ビジネスと、信託銀行の遺言信託ビジネスが不要になります。
- …… 「法定相続情報証明制度」に続いて法務局は遺言ビジネスに乗りだしました。

結論 …… 法務局に預ける自筆証書遺言が多数を占める時代になると思います。

《41》遺言に反する遺産分割

《42》遺言執行に関する費用

《43》遺言代用信託

《44》撤回不能信託

《45》口頭による死因贈与

【設例】夫が死亡した後も、義母と生活していたが、その義母が死亡した。私には子が無いので、相続人は義母の姉妹、つまり、叔母になる。叔母は、住まいを私が相続することを承知し納得している。



- …… 口頭による遺言は無効です。
- …… 口頭による死因贈与契約は有効です（昭和60年6月26日東京高裁判決）。
- …… 口頭の死因贈与でも、死因贈与の証明書でokとしたケースを聞いています。

死因贈与証明書

第1条 贈与者（平成20年12月31日死亡）は、次の土地を贈与者の死亡を停止条件として、受贈者に無償で贈与することを約し、受贈者はこれを受諾した。

東京都豊島区目白7丁目7番7号 宅地 300平方メートル

第2条 本件贈与は口頭で行われて文書は存在しなかったが、本契約の成立は贈与者の相続人と受贈者は承知していることであり、贈与者の死亡により贈与の効果が生じていることを当事者は異議なく確認した。

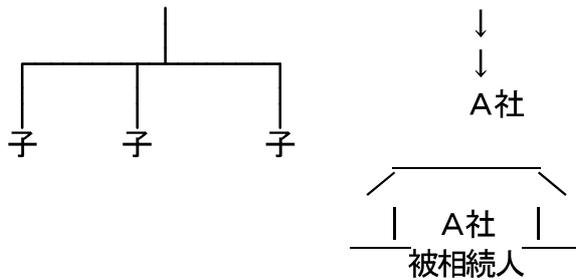
- …… 死因贈与は、遺言と違って、厳格な方式がありません。
- …… そのため、遺言が無効でも、死因贈与として救済されたケースがあります。
- …… 贈与である以上は、生前に、贈与の意思の合致が必要です。
- …… 死因贈与であれば、仮登記も可能です。
- …… 救済すべき事案の救済であり、仮に、孫への一部贈与などは無理です。
- …… 口頭による死因贈与を無制限に認めたら何でもありになってしまいます。

結論 …… 税理士に相談したら「相続税+贈与税」の二重課税になります。

《46》法人への遺贈

【設例】遺言者は、賃貸用建物を所有していたが、生前、建物を同族会社に譲渡し、敷地は相当地代で賃貸することになっていた。その後、遺言者が死亡し、時価1億円と評価される敷地は、遺言によって会社に遺贈されることになったが、他の相続人から会社に対して遺留分減殺請求があり、翌年度に、会社は4000万円の価額弁償金を遺留分権利者に対して支払うことになった（最高裁平成4年11月16日判決）。

妻 ———— 被相続人 …… 愛人



- …… 遺言書が存在しなければ相続税はゼロでした。
- …… 遺言書の作成によって6つのミスが発生します。
 - 第1ミス …… 譲渡所得課税（所得税法59条）。
 - 第2ミス …… 受贈益課税（法人税法22条）。
 - 第3ミス …… 相続税評価額が利用できないこと。
 - 第4ミス …… 遺留分減殺請求と更正の請求（期間損益計算）
 - 第5ミス …… 敷地の20%の評価減が否定される。
 - 第6ミス …… 株主に相続税が課税される。

結論 …… 1つのミスが、6つのミスになるところが税法の怖さです。

《47》相続人以外の者への負担付き遺贈

《48》相続の放棄

【設例】 相続の相談を受けたら、まず、何を確認すべきか。

【設例】 亡父が定職に就かずにギャンブルに熱中し、家庭内のいさかいが絶えなかったため、昭和41年春に被上告人である息子が家出し、昭和42年秋には亡父の妻が被上告人である長女、同次女を連れて家出して、以後は被上告人らと亡父との間に親子間の交渉が全く途絶え、約10年間も経過した。その後、亡父は昭和55年3月5日病院で死亡し、被上告人である息子は、同人の死に立ち会い、また被上告人である長女、同次女も右同日あるいはその翌日に亡父の死亡を知らされた。当時、亡父には相続すべき積極財産が全くなく、亡父の葬儀も行われず、遺骨は寺に預けられた事情にあり、被上告人らは、亡父が本件連帯保証債務を負担していることを知らなかったため、相続に関しなんらかの手続きをとる必要があることなど全く念頭になかった（昭和59年4月27日最高裁判決）。

【設例】 法定相続人である長男と長女のうち、遺言書をもって長男が全ての財産を取得し、全ての債務を承継するとされていた。その後、長男が破産し、債権者から長女に対して債務弁済の請求がなされた。そのような事案で裁判所は、相続開始後4年を経過した時点での相続放棄の申述を認めた（平成12年12月7日東京高裁判決）。

- …… 家庭裁判所において相続放棄の申述が受理された場合の効果は如何に。
- …… 債権者にはその効果を認める義務があるのか。

結論 …… 相続の相談を受けたときに、まず確認すべきは、相続の開始日です。

《49》 限定承認（民法上の理解）

- …… 単純承認 = 借方と貸方の承継
- …… 相続放棄 = 借方と貸方の放棄
- …… 限定承認 = 借方の限度で貸方の承継

家庭裁判所の受理件数（平成19年度）は次のような状況です。

| | |
|--------------------|----------|
| 相続放棄の申述の受理 | 158,237件 |
| 相続の限定承認の申述受理 | 1,013件 |
| 相続の限定承認又は放棄の取消し | 117件 |
| 相続財産の分離に関する処分 | 2件 |
| 相続財産管理人選任等（相続人不分明） | 12,562件 |
| 遺留分の放棄についての許可 | 1,175件 |
| 特別代理人の選任（利益相反行為） | 13,073件 |

結論 …… 限定承認は最善の手続です。

《50》 限定承認（税法上の理解）

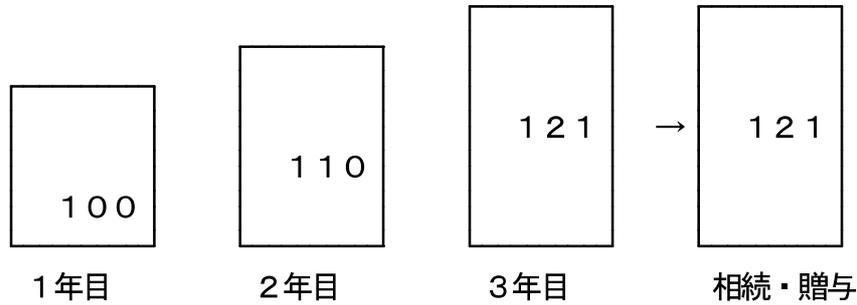
【設例】相続人は限定承認の手続をとった。そして、相続人の協議によって遺産の一部を譲渡し、それと保険の解約返戻金と預金をもって、被相続人の債務を弁済した。そして、残った資産は相続人が配分を受けた（平成11年11月26日裁決 裁決事例集第58集97頁）。

| | |
|-----|----------|
| 土地A | …… 売却 |
| 土地B | …… 売却 |
| 土地C | …… 手元に確保 |

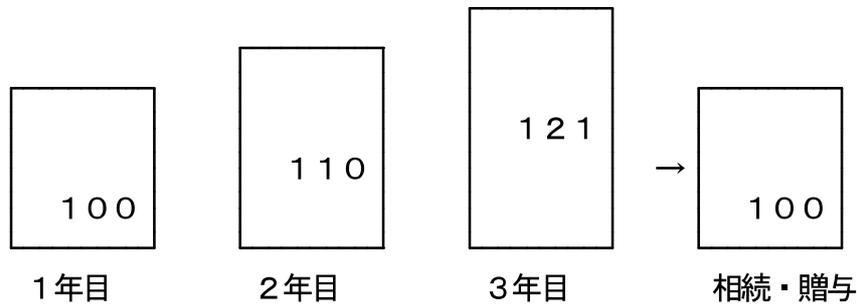
- …… 譲渡所得の申告が必要でした。
- …… その理屈は如何なるものでしょうか。
- 第1段階 シャウプ勧告で値上がり益課税を行うことにしました。
- 第2段階 二重課税の批判があり、相続時の値上がり益課税を繰り延べました。

- 第3段階 しかし、例外として限定承認については、値上がり益課税がされます。
 …… 被相続人の債務として限定承認の中で精算してしまう趣旨です。
 …… 所得税法59条には歴史があります。

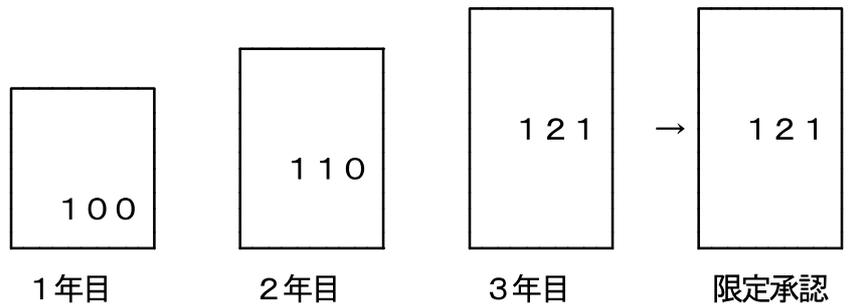
第1段階



第2段階



第3段階



平成13年2月27日東京地裁判決

限定承認制度が設けられた趣旨を尊重し、被相続人の所有期間中における資産の値上り益を被相続人の所得として課税し、これに係る所得税額を被相続人の債務として清算するために、 …… 譲渡所得課税を行うこととし、これにより、相続人は、右によって課税された所得税を含めた相続債務を弁済する義務を負うものの、相続財産が相続債務を超えるか否かにかかわらず、相続財産の限度を超えて被相続人の債務を負担することはないこととしている。

- …… 限定承認は財産が残る場合は「最悪の処理」になってしまいます。
 …… 限定承認のときに譲渡所得税課税があることを知っているのは何%でしょう。
 ① 税務職員 …… 40%

- ② 税理士 …… 17%
- ③ 弁護士 …… 5%

- …… 限定承認を逃れる方法は。
- …… 生前贈与であれば、値上がり益課税が生じません。
- …… 相続時精算課税は圧倒的に有利な手法です。

結論 …… 限定承認は税法的には最悪の手段です。

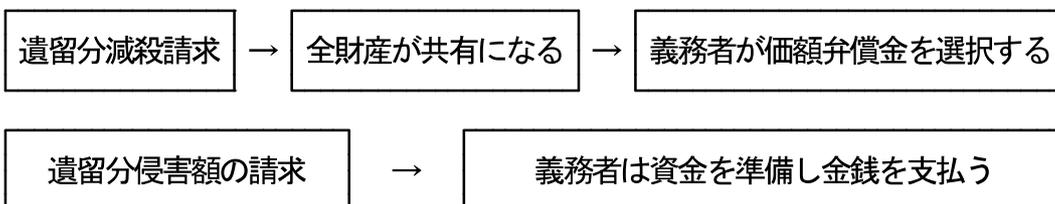
《51》遺留分侵害額の請求（民法改正⑧）

【設例】 遺留分制度が抜本的に改正されたと聞いた。

民法1046条（遺留分侵害額の請求）

遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下この章において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。

- …… 現行法では、遺留分は、現物分割が原則で、価額弁償は義務者が選択できました。遺留分減殺請求は「遺留分侵害額に相当する金銭の支払い」のみ（民法改正）。義務者（受遺者）は、資産を換価して価額弁償金を準備する必要がありますが、相続財産の換価に要する所得税等の負担は遺留分額の計算では考慮されません。



どちらにも指定権が無く、全財産が共有になる改正前の方が優れています。遺産分割でも、遺留分でも、当事者は相続財産を取得すべきであって、金銭債権に変質するのは、受遺者にも遺留分権利者にも不合理です。金銭債務の支払いについては期限が付与されますが、それには、裁判手続が必要になり、金利が付されることが想定されます。支払わなければ、他の一般財産が差押えされてしまいます。

結論 …… 遺留分を無視した遺言書の作成は危険です。

【設例】 配偶者（妻）が居住する自宅が第三者に遺贈されてしまった。

…… 相続人は遺留分減殺請求によって共有持分を取り戻し、残余持分を買戻す（旧法）。
金銭請求権のみになってしまった場合は、自宅を買戻すという交渉が難しくなる。

結論 …… 配偶者がカネで追い出されてしまう制度です。

《52》遺留分の対象財産を指定することは不可（民法改正⑨）

【設例】相続財産は時価10億円の不動産と、時価20億円の取引相場の無い株式だが、遺言書で全てを長男に相続させ、次男から遺留分を行使されたら無議決権株式を次男に給付する旨を遺言しておく。

| | |
|--------|------|
| 土地建物 | 10億円 |
| 議決権株式 | 15億円 |
| 無議決権株式 | 5億円 |

→

| |
|--------------|
| 遺留分として無議決権株式 |
|--------------|

- …… 嫌がらせの遺留分の財産指定が可能で、遺留分権利者には不安な制度でした。同族会社株式など割り当てられたら換金ができず、相続税は納めることになる。
- …… 遺留分侵害額の請求では金銭に限り、資産を指定することは認められない。遺留分権利者は金銭の支払いを受けるので、相続税の心配もありません。

結論 …… 遺留分を無視した遺言書の作成は改正前以上に致命的に危険です。

《53》《52》の対策は可能なのか

【設例】相続財産は時価40億円の同族会社株式だ。次男からの遺留分侵害額の請求として10億円が請求されても支払い資金が準備できない。

…… 次のようなテクニックは可能なのか。

「乙から遺留分侵害額の請求があった場合は、甲に対するA土地の遺贈は効力を失い、A土地を乙に遺贈する」という条件付遺贈（民法985）。

「a土地、b土地、c土地について特定遺贈を受けておいて、遺留分の請求があった場合はC土地の遺贈を放棄する（民法986）。

結論 …… 有効だと思いますが前例（判例）が無い処理は微妙に不安です。

《54》遺留分侵害額の請求に対する代物弁済（民法改正⑩）

【設例】 遺留分の侵害額の請求に対し、遺贈を受けたa土地を引き渡すことにした。

第1説 相続税の範囲内での処理になる。

第2説 代物弁済として譲渡所得課税の対象になる。

令和元年度税制改正の解説

P 1 1 1

(注) したがって、改正後は、受遺者又は受贈者が遺留分侵害額に相当する金銭の支払に代えてその有する資産（その遺贈又は贈与により取得した資産も含まれます。）を遺留分権利者に渡した場合には、受遺者又は受贈者は遺留分権利者に対してその資産を譲渡したことになるものと考えられます。

…… 第2説はあり得ません。

a 遺贈の放棄は自由である。

b 遺言書に反する遺産分割を実務は認めている。

結論 …… 遺留分の放棄なら相続税で、代物弁済なら譲渡所得なのでしょうか。

《55》遺留分義務者の支払義務額

【設例】 3人兄弟の長男は2億円の贈与を受け、次男は1億円の遺贈を受けた。長男と次男は三男から遺留分侵害額の請求を受けてしまった。

…… 三男の遺留分の請求額は5000万円です。



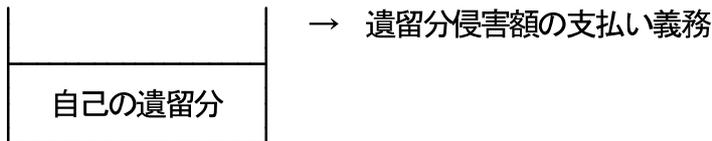
遺留分義務者の負担額は自己の遺留分を控除した残額を限度として負担に応じる。

第1047条（受遺者又は受贈者の負担額）

受遺者又は受贈者は、次の各号の定めるところに従い、遺贈又は贈与の目的の価額（受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっては、当該価額から第1042条の規定による遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額）を限度として、遺留分侵害額を負担する。

受遺者

┌──────────┐



結論 …… 相続人でも、法定相続分ではなく、遺留分しか保証されないのです。

…… 遺留分を侵害していない母親から減殺請求権者に価額弁償したことがあります。

- ① 税務上の評価額と、遺留分（民法上の評価額）は異なる。
- ② 各々の遺産に対する各々の相続人の思いも異なる。

結論 …… 遺留分を行使しないことに贈与を認識しないのと同様に、遺留分行使にも贈与は認識せず相続税の範囲内と認めます。

《56》法定相続人に対する贈与（最高裁判決）

《57》遺留分の期間的な限定（民法改正①）

相続人に対する贈与は、相続開始前の10年以内にされたものに限り、その価額を、遺留分を算定するための財産の価額に算入するものとする。

民法1044条

3 相続人に対する贈与についての第1項の規定の適用については、同項中「1年」とあるのは「10年」と、「価額」とあるのは「価額（婚姻若しくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与の価額に限る。）」とする。

結論 …… 不合理な最高裁判決を民法改正が修正しました。
10年が経過すれば相続人に対する贈与は遺留分の対象外。
特別受益は、改正前と同様に、永久に遡ります。

| 第三者への生前贈与 | 相続人に対する生前贈与 |
|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 相続開始前の1年間にしたものに限り | 同項中「1年」とあるのは「10年」と10年が経過すれば生前贈与は免責です |
| 当事者が遺留分権利者に損害を加えることを知っていた贈与には期間の限定は無い | |

…… 事業承継税制の場合は「知っていた贈与」に該当してしまいます。

結論 …… 10年間と限定したのは最高裁判決との妥協の産物です。

《58》遺留分の趣旨

【設例】全ての財産は配偶者と長男に相続させるという遺言書がある。しかし、次男（56歳）が遺留分侵害額の請求をしてきた。遺産は自宅と有価証券で2億円なので次男の遺留分は2500万円だ。

…… そもそも遺留分というのは、どのような制度なのでしょう。

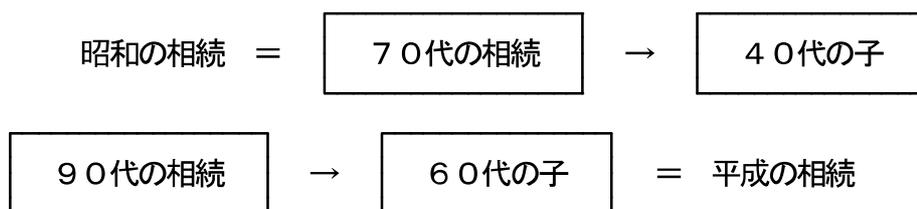
ローマ法 絶対的な財産処分権を持ち、遺言による財産処分は完全に自由。家産の分散を防ぎ家を維持するため遺言書をもって相続人を指定。共和制末期に被相続人の権利が濫用されることが多くなった。そこで家族救済のため遺産の一部を家族内に留める義務を課した。…… 「義務分」の制度です。

ゲルマン法 家産は家族の共有であり、家長にも処分権限はなかった。その後、家産の一部について家長の自由処分権を認めた。自由分を引いた残余部分が遺留分。…… 「権利分」の制度です。

家督相続 家督相続が相続制度の根幹をなし、遺留分権利者は家督相続人。遺留分侵害事案は、家督相続人の遺留分が侵害された事案が殆ど。

日本の民法 遺産には近親家族の潜在的持分が含まれる。家族間では各自の財産による私的扶養を公的扶養に優先させた。

現在の機能 50歳、60歳を超えた相続人が、老後の資金を手に入れるチャンス。



結論 …… 遺留分の請求を正義と考えるか否かについては人生観が登場します。

《59》遺留分の放棄

【設例】長男に事業承継させるので、妹たちには予め遺留分を放棄してもらう。

…… 生前贈与を受けているなど、正当な理由が必要です。

…… 現実的に考えたら、遺留分放棄の処理をする家族が存在するのでしょうか。

結論 …… 説明内容に不合理なところが無い限り、裁判所は当事者の判断を尊重する。

《60》遺留分の合意で安心か

【設例】 夫は、遺留分について兄弟との合意も整ったので、頑張って会社を経営し、父親から会社を承継した時点に比較し30倍の規模に拡大した。

…… 遺留分についての合意が無効になってしまう場合があります。

- ① ポケたらダメ、死んだらダメ。
- ② 父親が養子をむかえたらダメ、父親が再婚したらダメ。
- ③ 父親が認知をしたらダメ、死後認知の訴訟が起きたらダメ。

…… 予測可能性こそが法律の存在価値です。

…… 特定の資産についての遺留分の放棄も有効と解説されています。

結論 …… 通常の遺留分放棄の手法を利用した方が無難です。

《61》遺留分の対策

《62》生前贈与に対する遺留分侵害額の請求（圧縮計算）

《63》遺留分の利用

【設例】 相続税の課税価額は1億6000万円を下回るなので配偶者に相続させる。

- …… 路線価で小規模宅地の評価減をすれば多くの相続は1億6000万円を下回る。
- …… 配偶者の相続税額の軽減と小規模宅地の評価減は期限後申告でも認められます。
- …… 分割が出来ずに3年が経過した場合は、その後2ヶ月以内の届出が必要です。
- …… 相続税の申告が3年を経過した場合でも、3年内に分割が完了していればok。

【設例】 配偶者に全財産を相続させるという遺言書と、子供達の遺留分侵害額の請求

…… 5年経過後の遺産分割か、5年経過後の遺留分侵害額の請求という脱法が可能です。

結論 …… 相続税の申告には税理士の強い倫理性が要求されます。

《64》正しい民法相続編の改正

連載中のコラム

婚外子にも平等の相続権を与える。最高裁平成25年9月4日判決から始まった民法相続編の改正だが、改正事項は的外れを通り越し、改悪としか言いようがない項目が並ぶ。

配偶者居住権という制度を新設したが、誰が利用するのだろうか。仲の良い家族であれば配偶者は居宅の土地建物を相続すれば良い。仲の悪い家族であれば配偶者居住権を認める遺産分割は成立しないだろう。そもそも20年、30年と住み続ける居宅について、無償使用という不安定な権利で安心できるだろうか。

遺留分を金銭請求に限ったので、義務者は資金を準備しなければならない。資金を準備するために相続財産を売却すれば譲渡所得課税の対象になる。自宅を第三者に遺贈されてしまっても、従前であれば配偶者は自宅の共有持分を有したが、改正後は金銭請求権しかもたない。

遺留分の請求を10年間に限ったのは進歩だと思うが、しかし、特別受益の計算には贈与の全てが累計され、その評価を相続時点にすることに改正はない。父親に退職金を支払い、株価を下げて、持株を息子に贈与する。その後、息子の経営努力で株式評価額が増額した場合でも、増額分は特別受益に含まれてしまう。なぜ、特別受益や遺留分の計算に贈与時点の評価額を採用しないのか。

そもそも配偶者の相続分を2分の1にして、残りを子どもたちの相続分とすることが正しいのか。妻には、婚姻期間中に夫婦で獲得した財産の2分の1を実質持分として財産分与にするというのが離婚訴訟の実務だ。相続時の取り分が2分の1では、妻は自己の実質持分を取り戻すだけであって、相続分はゼロという理屈になってしまう

明治31年7月16日に施行された民法は基本構造において時代に遅れている。遺言について伝染病隔離者の遺言（民法977条）、在船者の遺言（同978条）、船舶遭難者の遺言（同979条）などを残す必要があったのか。これらはフランス民法（ナポレオン法典）を翻訳したという歴史的な残滓だと思う。大航海時代、伝染病（ペスト）で国民の多くが死亡した。フランスの第三身分（平民）の大部分は文字が書けない。そのような時代背景から必要になった遺言方法だろう。

時代の文化を承継した結果ではないのか。気付かないうちに親の借金を引き継いでしまったという悲劇を防ぐためには、限定承認を原則にすべきだったと思う。自筆証書遺言について目録をパソコンで作成することを認めたのは進歩だとしても、痴呆症などが当たり前の時代には、信託に倣い、撤回できない遺言という制度の導入も必要だったと思う。

不出来な民法を上手に使いこなす。
実務家の知恵は改正前にも増して必要になる。

《1》養子縁組で節税

【設例】相続税の節税のために養子縁組をアドバイスしたい。

- …… 昭和の時代の養子縁組節税は緊急避難でした。
- …… 座して三代の相続税で財産を失うか、攻めて財産を守るか。

| | |
|-------------|--------------|
| 関与先にアドバイスする | 自分自身にアドバイスする |
|-------------|--------------|

養子縁組や自動販売機節税を提案する / 養子縁組や自動販売機節税を実践する
アパート建築等の資産運用を提案する / アパート建築等の資産運用を実践する

結論 …… 依頼者へのアドバイスと、自分へのアドバイスは一致します。

知恵と知識と理屈でアドバイスをする / 経験と人生と生き方でアドバイスする
若くなければ積み上げられない知識と / 知識が無ければ築き上げられない人生

| | | | | |
|-----|-------|-----------|-------|-------|
| 医 者 | 弁 護 士 | 公 認 会 計 士 | 設 計 士 | 税 理 士 |
|-----|-------|-----------|-------|-------|

仮に、事業を経営し、幾ばくかの資産を持つ場合は、その収支は、全て、税理士の知恵が役立つ。預金し、家を建て替え、賃貸物件を購入する場合の名義、いや、賃貸物件に投資すべきか否か。所有する賃貸物件の修繕や管理、最終的な売却処理、相続かも知れない。事業と家庭内の収支には、全て、税理士の知識が役に立つのだ。

『税理士のための相続をめぐる民法と税法の理解（改訂版）』

相続税対策の為の養子縁組が為されることがあります。これが動機不順として、養子縁組の無効になるのか。そのことについて最高裁平成29年1月31日第3小法廷（判例時報2332号13頁）は、これが養子縁組の無効原因にならないと次のように判示しました。

「相続税の節税の動機と縁組をする意思とは、共存し得るものである。したがって専ら相続税の節税のために養子縁組をする場合であっても、直ちに当該養子縁組について民法802条1号にいう当事者間に縁組をする意思がないときに当たるとすることはできない」。

結論 …… 社会生活を扱う税理士は、自分の生活の構築に圧倒的に有利です。

《2》賃貸物件で節税

【設例】 3億円の土地を購入し、1億円の建築費を掛けてアパートを建てれば。

…… しかし、いま賃貸物件に投資することなど想定できません。

| 昭和の時代 | 平成の時代 | 現在 |
|---|--------------------------|--|
| 土地の値上がりと 家賃の値上がりのダブルインカム 減価償却は定率法で節税効果 含み益には課税されず 100の賃料で120が返済 キャッシュフローはプラス | 守りの節税 攻めの節税 失敗した人達 | 土地は値下がりし 家賃の値下がりと空き室と 建物の耐用年数は47年で増税 建物付属設備も定額法が強制で 100の賃料では80の返済 キャッシュフローはマイナス |
| 賃貸業を経営する地主は、 頭取より多額の収入を得て RCの建物は永久という思い | 富の再分配 | 営業マンのノルマに騙され 金利1%で、家賃利回り6% エクセルで人生を考える人達 |

結論 …… 昭和の時代のアパート経営にはトリプルインカムがありました。

【設例】 アパート収入で良い人生をおくれたので、それを息子に相続させよう。

『続・税理士のための百箇条』 第45話 10年で20才の歳を取る

10年で20才の歳を取る。これがマンションだと思う。

仮に建築後10年のマンションは、人間で例えれば20才だ。売ろうと思えば、ご縁は幾らでもあるだろう。しかし20年を経過したマンションは、既に、40才だ。

30年を経過すれば、人間なら60才で、40年を経過すれば80才の高齢者だ。それまでの健康管理によって多少の差があったとしても、既に老人臭がする賃貸物件では優良な顧客は望めない。ショートステイが必要となる年齢では、大幅なリフォームが必要になるが、仮に、リフォームをしても限度があるのが40年を経過したマンションだ。

結論 …… よほど不出来な息子が登場した場合を除いてアパートの相続は困難です。

【設例】 自営業者は病気をすれば所得ゼロではなく、マイナスが発生し、死んでしまえば家族は路頭に迷う。

- …… 私は昭和のバブル前の時代から賃貸業を経営してきました。
- …… 老病への予備プランとしての賃貸業は捨てがたい存在です。
- …… 社会への参加の手段として賃貸業はお手軽な事業経営です。

『続・税理士のための百箇条』 **第28話 不動産賃貸業の目的**

私は、弁護士業が本業で、不動産賃貸業がサイドビジネスだ。

しかし、不動産賃貸業を経営している人達、あるいは町に溢れる実務書を読むと、微妙に違和感を感じる。何が違うのか。

私の不動産賃貸業は人生の予備プランなのだ。しかし、多くの人達は、これをカネ儲けの手段、あるいは資産の保全策として実行しているのだと思う。この目的の違いは、不動産賃貸業の経営方針を真反対のものにする。この違いを認識しないアドバイザーは、依頼者に対して真反対のアドバイスをしてしまうことになる。

結論 …… 賃貸業を考えるのであれば、節税ではなく、人生の予備プランです。

【設例】 年間の家賃収入8億円で、借金100億円を抱える税理士がいる。

年間家賃収入8億円を稼ぎ出す税理士

鳥山 賃貸住宅と賃貸ビル合わせて65棟650室程度です。これまで120億円投資して、借入れは100億円ほどあります。最近では東京・東銀座の方にある5階建てビルを新築し、最上階に事務所を構えています。

亀岡 東銀座ですか。うちの事務所から近いではないですか。

鳥山 先日も御社のグループ媒体の「週刊ビル経営」が取材に来てくださいました。ビルも20棟ほど所有しており、年間家賃収入は8億円になります。

…… 借入金の利率は1%で、賃貸利回りは6%なのだから絶対に儲かる。

…… 大手のハウスメーカーの人達が賃貸物件の建築を勧める。

『続々・税理士のための百箇条』 **エクセル人間**

最近では、賃貸併用住宅を売り込むハウスメーカーの営業社員が「エクセル人間」を演じている。35年のローンを利用し、家賃収入が確保できる賃貸併用住宅を建築すれば、ゆとりのある資金繰り表が作成できる。サラリーマン大家さんと称する人たちも「エクセル人間」を実践する。借入利率1%で、賃料利回りは6%なので、これが採算に乗らないはずはない。

20年ローンで余剰が生じなければ35年ローンにしてしまえば良い。35年という年数の長さもエクセルでは、たった35枠の距離だ。しかし、それはゼロ歳の子が35歳になり、35歳の投資家が75歳になる年数だ。賃貸物件の取得を勧める営業社員は、自分では賃貸業を経営した経験を持たず、エクセルでしか賃貸業を経験していない人たちだから、そこに実感があるはずはない。

結論 …… 生き残れる可能性が90%でも選択すべきではない人生です。

《3》タワマンで節税

【設例】タワーマンションの相続税評価額の改正が噂されるが。

税のしるべ 第3247号 平成28年12月19日

国税庁は昨年11月、平成23年から25年に売買された20階以上の高層マンションで同庁が譲渡所得の申告書などから売買価格を把握できた343件の部屋について調査したところ、売買価格と相続税評価額には最大で6.93倍、平均で3.04倍の開きがあったことを明らかにしている。平均値の3.04倍というのは、例えば売買価格が1億円だった部屋でも、相続税評価額は約3289万円だったということだ

| | 相続税率 | 節税額 |
|-------|--|--------------|
| 第2次相続 | $(1\text{億円} - 3289\text{万円}) \times 50\%$ | 3355万円 (33%) |
| 第1次相続 | $(1\text{億円} - 3289\text{万円}) \times 25\%$ | 1677万円 (16%) |

- …… タワーマンションについての相続税評価額の改正は実行されません。
- …… どのような理由であっても、政府は、不動産を買って欲しいのです。
- …… 製造業（工場）の海外移転で生じた大規模敷地の利用です。
- …… マンションは高級外車で10年で20歳の歳をとります。
- …… タワーマンションが珍しかったのは10年前の話です。
- …… タワーマンションのメンテナンス費用は割高です。
- …… 資金があれば、購入すべきはタワーマンションではなく、低層マンションです。
- …… 資金があれば、購入すべきは低層マンションではなく、一戸建てです。

結論 …… 余命宣告を受けてから採用すべき節税対策です。

【平成31年度改正】T&Amaster No. 767 2018年12月17日号
平成30年改正では「家なき子特例」に関する改正のほか、相続開始前3年以内に新たに貸付事業の用に供された貸付事業用宅地について小規模宅地特例の適用対象から除外する改正が実施されている（措法69の4③四）。
平成31年改正では、事業用の小規模宅地特例について、相続開始前3年以内に事業の用に供された事業用宅地を特例の対象から除外する。

《4》取得3年を経過してからの相続で否認

【設例】不動産を取得し、その3年後に相続が開始し、相続から9ヶ月後に売却した

| | |
|-------------|------------------------|
| 平成20年 5月13日 | R銀行に対しLCC診断を申し込んだ。 |
| 平成21年12月25日 | R銀行から借金し乙不動産を取得した=【取得】 |
| 平成24年 6月〇〇日 | 死亡した。 =【3年後の相続】 |
| 平成24年10月17日 | 遺産分割協議が成立した。 |
| 平成25年 3月 7日 | 乙不動産を譲渡した。 =【9ヶ月後の譲渡】 |

平成29年5月23日裁決 裁決事例集
相続財産のうち一部の不動産については、財産評価基本通達によらないことが相当と認められる特別の事情があると認められることから、ほかの合理的な時価の評価方法である不動産鑑定評価に基づいて評価することが相当であるとした事例（平成24年6月相続開始に係る相続税の各更正処分及び過少申告加算税の各賦課決定処分・売却）。

結論 …… 位置付けが困難な裁決です。

《5》小規模宅地の特例・豊かな邸宅の取得

【設例】なぜ、自宅の評価減を70坪から100坪に増やしたのか。

…… どのような理由であっても、政府は、不動産を買って欲しいのです。

【設例】60歳になったのだが、理想的な相続税の節税策を教えて欲しい。

『続々・税理士のための百箇条』 /男は一生に2度、家を建てる/

バブル崩壊から28年、地価も家賃も下がり続ける。ダブルインカム、トリプルインカムの不動産投資の時代は終わった。それに代わって登場したのが90歳まで生きる高齢化社会。30代で家族の為に取得した建物も、既に、30年を経て、さらに10年は住めるとしても、90歳までの30年間を過ごすことは難しい。床暖房、断熱素材、キッチン、バスなどの機能の改善も日進月歩だ。

親に育てられる30年、子を育てる30年、自分のために生きる30年。最後の30年を快適に過ごすために男は一生に2度家を建てる。1度目は家族のため、2度目は自分達夫婦のため。冬は暖かく、夏は涼しい我が家で快適に過ごす。

(注) 『続々・税理士のための百箇条』は税理士新聞に掲載中です。

結論 …… 坪300万円以上の土地に自宅を建築するのが一番の相続税対策です。

【設例】 この地域の住宅地の坪単価は10万円だ。

結論 …… 小規模宅地特例は都会型の税制です。
地方の人達が都心部に賃貸物件を建築します。

《6》 家なき子特例

【設例】 家屋のみを母親名義に移転してしまった。

【設例】 両親の所有家屋に住む孫に遺贈することにした。

【設例】 大阪の大学に進学する為に叔母（3親等）の家に下宿した。

- …… 3親等の親族の所有家屋に住むので家なき子特例は使えない。
生計一の場合は現に居住する居宅の保護なので実家には利用できない。
その後、就職し、社宅に入っても3年間は家なき子にはなれない。
- …… 被相続人が所有する大阪のワンルームに下宿している場合もダメなのか（？）。

結論 …… 実家に戻る以外の解決策は存在しません。

《7》 貸付事業用地の特例

【設例】 東京の坪単価の高い土地を購入して20部屋の賃貸物件を建築する。

- …… 3年を超えて事業規模の賃貸業を経営していないと救済されません。

結論 …… 相続直前の賃貸物件の建築スキームの制限です。

《8》 リフォームの実行（その1）

【設例】 自宅をリフォームしたが、建物の固定資産税評価額に工事費を加算すべきか

【照会要旨】

所有する家屋について増改築を行いました。家屋の固定資産税評価額が改訂されていないため、その固定資産税評価額が増改築に係る家屋の状況を反映していません。このような家屋は、どのように評価するのでしょうか。

【回答要旨】

ただし、状況の類似した付近の家屋がない場合には、その増改築等に係る部分の再建築価額から課税時期までの間における償却費相当額を控除した価額の100分の70に相当する金額。

- ① 改築しても、増築しない限り、固定資産税評価額は改定しません。
- ② 区分所有ビルの一室をリフォームしてもビル全体の固定資産税評価額は改定しない。
- ③ リフォームした物件を購入した場合の相続税評価額は固定資産税評価額です。
- ④ 自宅の敷地に擁壁工事を行いました。路線価は増額されません。

結論 …… 増築しない限り、建築費の70%を加算する必要はありません。

積水ハウス 重量鉄骨陸屋根2階建

平成28年固定資産税（築5年）1㎡74,600円 坪246,182円です。

建築費は122万円/坪なので、固定資産税評価割合は20%です。

建築費の7掛けが固定資産税なんて嘘です。

【設例】 リフォームの資金を長男が支出した場合は、父親への贈与を認識すべきか。

第1説 贈与を認識する = 教科書の模範解答です。

第2説 贈与を認識しない = 実務です。

- ① 長男が、自分が住むためにリフォームした場合に父親への贈与税はおかしい。
- ② リフォームしても固定資産税評価額は増額しないのだから贈与の対象を欠く。
- ③ 評価額が増額しても、相続税で不利なのだから贈与税を課税する必要がない。

結論 …… 現場の判断基準は「常識」です。

納税通信 第3548号 2018年11月19日号

建築途中の家屋の評価額は、その建物の建築開始から相続発生までの期間に掛かった建築費用を7割にした金額だ。

…… 近隣の同種の建物の固定資産税を調べ、それを参考にした評価額が認められ、その評価額の方が遙かに有利です。

《9》リフォームの実行（その2）

国税不服審判所は、平成28年12月7日裁決
被相続人が依頼した改修工事は、1Kタイプの居室を改修する工事と、1Kタイプの居室2室を2DKタイプの居室1室に改修する工事で、ユニットバスとキッチンの解体及び新設工事が含まれているほか、各部屋にバルコニーを新設するというもの。

貸家の全48室のうち、相続開始日の時点で改修頂が完了していたのは13室、一部（バルコニー設置）が完了していたのは2室、改修工事中であったのは3室、工事着手前であったのは30室であった。なお、各貸家に係る固定資産税評価額には改修工事が行われている点は考慮されていなかった。

審判所は、各貸家の固定資産税評価額から改修工事が完了した居室に相当する価額及び改修工事中の居室に相当する価額を控除することにより、既存家屋の残存価額（改修工事が未着手の部分）の価額を算定。

改修工事が完了（一部完了含む）した各居室については、改修工事に係る再建築価額（本件では工事費用から解体撤去工事費用を控除した額にバルコニー設置費用を加えて算定）から減価償却費相当額を控除した残額の70%相当額で評価した。また、改修工事中の居室については、再建築価額（改修工事中の部分）に工事進捗率（着工日から竣工日までの総日数のうち相続開始日までの日数の占める割合）を乗じた金額の70%相当額で評価している。

結論 …… 建て替えに近いリノベーションは課税対象でしょう。
改築中であり、改築資金が支出され、債務控除の場合はなおさらです。
税務の判断基準は常識です。

《10》底地・借地の評価

《11》会社への貸付金

【設例】社長は、債務超過の同族会社に11億円の債権を持っているので、これを資本金に振り替えて（DES）、相続財産を出資金に入れ換えてしまう。

…… 税理士法人は3億2900万円の損害賠償義務が命じられました。

| | | | | | |
|----|-----|-----|-------|---|--------------|
| 資産 | 1億円 | 借入金 | 11億円 | ← | 11億円の債権を現物出資 |
| | | 純資産 | ▲10億円 | | |

| | | | | |
|-----|------|---|--------|------|
| 借入金 | 11億円 | / | 資本金等の額 | 1億円 |
| | | / | 債務免除益 | 10億円 |

『解消しよう、実務の疑問』 **債務超過会社へのDES**

関根 稔 債務超過会社に対してデット・エクイティ・スワップ（債権の現物出資）を実行したところ、税理士から「DESによって会社に債務消滅益が認識され、法人税が課税される」と指摘され、債務消滅益の発生を前提にする法人税の修正申告書を提出した。そのような裁判例が紹介されましたが、債務超過会社にDESしたら、本当に債務消滅益課税が行われると考えますか。

H 平成18年の改正税法の公式見解では、債務超過会社へのDESでは、債権の時価と債権額の差額に債務消滅益を認識すると解説しています。

W 条文上の根拠は法人税法施行令8条1項1号、同119条1項2号です。「給付を受けた金銭以外の資産の価額」を資本金等の額の増加額としています。つまり発行会社は資本金等の増加額と債務額の差額の債務消滅益を得たこととなります。

M 債権の時価を、どのように評価するのか。仮に、銀行からの借入金に抵当権が設定されていた場合は、それに劣後する債権として評価するのか。会社の経営の為に社長が注ぎ込んでいた貸金を資本に振り替えた場合に、債務消滅益課税をすることなど、常識で考えればあり得ません。

S サービサー経由の債権の譲渡があった場合を想定しているのだと思います。仮に、銀行が会社に1億円を融資していた。それをサービサーに300万円で譲渡し、それが社長に500万円で転売された。社長が債権を持っていると相続税では1億円と評価されてしまう。そこで、債権を会社にDESしてしまう。そのような場合の課税関係ではないかと。

H そのように思います。従前は何の課税もしませんでした。しかし、銀行が債権譲渡損を計上するのに、その見返りの債務消滅益が発生しない。そのような課税関係を悪用し、債務は存しないが、青色欠損金を持つ会社が作り出され、その会社が転売されるようになった。

S サービサーなどを經由して債権の時価が明らかな場合と、それを許したら租税回避になってしまう場合のDESに限っての債務消滅益課税です。

K 債務超過会社にDESをした事案について、調査の現場でのやり取りを聞いたことがあります。課税することは考えていないというのが税務署側の見解だったそうです。たんなる現場の一事例ですが。

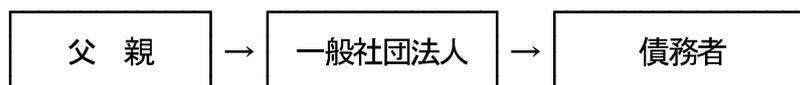
関根 稔 この事例では、税理士の指導で修正申告をして受理されています。課税庁も、修正申告が提出されれば、あえて、それを不要だとは指導しない。その結果、最初にDESをアドバイスした税理士が損害賠償請求を受けています。事案の詳細は判決が公表されていないので不明ですが、まさに、怖い事案です。

結論 …… 税務の現場では相続税法9条のような課税は租税回避以外では考えない。

《12》不良債権の処分

【設例】友人に貸し付けている2億円の債権があるが、回収が危ぶまれるし、それ以上に、このような危ない相手との取引を妻には承継させたくない。

- ① 相続する。
- ② 債務を免除する。
- ③ 一般社団法人に代価200万円で譲渡してしまう。



結論 …… 別荘、リゾートマンションなど、一般社団法人ゴミ屋敷の活用場面です。

《13》取得時効と所得発生の時期

《14》取得時効と相続（第1時代）

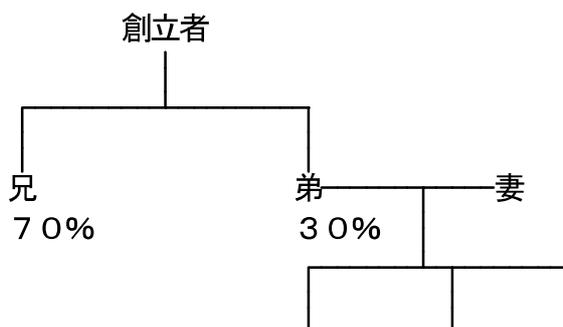
《15》取得時効と相続（第2時代）

《16》取得時効と相続（第3時代）

《17》取得時効と相続（第4時代）

《18》少数株式の処分

【設例】兄が経営する会社の株式30%を所有している。



子 子 子

…… 188（同族株主以外の株主等が取得した株式）の4区分を実感でいえる。
創業者ではなく、2代目、3代目の相続の時代です。

188（同族株主以外の株主等が取得した株式）

| 1号 | 2号 | 3号 | 4号 |
|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 同族株主で 50%又は30% | 中心的な同族株主 25%以上 | 株主と同族関係者 15%以上 | 1人で10% ミニワンマン |
| ゴミ株主 | 同族でも配当還元 | ゴミ株主 | 中心株主も配当還元 |
| | ゴミ株主 | | ゴミ株主 |

…… 譲渡承認株式について譲渡承認がない場合の売買契約の効果と相続税の関係。
…… 株式取得者からの承認請求（会社法137条）があるので契約としては有効。

結論 …… 188（同族株主以外の株主等が取得した株式）の知識は不可欠です。

《19》取引相場の無い株式と取引事例

【設例】 当社の株式には売買事例があるので、その売買価額を採用しても良いのか。

9-1-13（上場有価証券等以外の株式の価額）

…… 省略 ……

（1） 売買事例のあるもの 当該事業年度終了の日前6月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額

平成19年1月31日東京地裁判決

オーナー株主が100人以上の少数株主から株式を買い取った事例。当事者が合意した価額が否認され、類似業種比準価額と純資産価額との併用方式を採用した価額を適正な時価として、贈与税の課税処分が行われた。この事例では、当事者間に贈与の意思どころか、通謀もなく、どちらかと言えば敵対した者同士の取引だった。しかしそのような状況で合意された価額でも「売買事例のあるもの」には該当しないという判決だった。

結論 …… フィクションの世界には現実には取り込めません。

《20》会社の株式をM&Aで譲渡してしまう。

【設例】会社をM&Aで手放すが、従業員の雇用も確保されるので、株式の譲渡価額は相続税評価額を下回るが、私は、満足だ。

結論 …… 株式の評価は財産評価基本通達ですが、会社の評価は取引価額です。M&Aで全ての株主が入れ替わるときは第三者間の取引と認めます。

《21》不動産管理会社として一般社団法人の利用

《22》教育資金信託

【設例】孫が生まれて嬉しいので、教育資金信託を利用しようと思う。

1 類型

祖父母

信託銀行

孫

=非課税

…… 孫の教育資金の負担に贈与税は課税されないので、節税的利用価値はない。

結論 …… 必要な都度、贈与し、感謝を受けるのが上手な贈与の方法です。孫の学費は祖父母の預金から支出する節税手法を教えてください。

【設例】私は、来年まで生きられそうもないので10人の孫に教育資金信託を利用する。

…… 1億5000万円の相続財産を除外することが可能です。

【平成31年度改正】T&Amaster No. 767 2018年12月17日号
贈与者の相続開始前3年以内の贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が「23歳未満である、学校等に在学している、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している」のいずれかに該当する場合を除き、相続開始時における残高を相続財産に加算する。

平成30年2月14日東京高裁判決 金融・商事判例 No. 1541

平成26年1月28日に支店を訪問して相談し、31日に2人分の資金3000万円を預けたが、翌日の2月1日に相続が開始してしまったために、教育資金信託は受理できないと書類の受理が拒否された事案です。

…… 信託銀行を被告とした事件で、弁護士がついて最高裁に上告しています

結論 …… 教育資金信託は、死亡時期が確定してから利用すべき信託です。

《23》特定障害者に対する贈与税の非課税

【設例】 障害のある子がいるので、心配で死ぬことも出来ない。

…… 6000万円（特別障害者以外の者は3000万円）の非課税贈与の制度。

- ① 節税という視点ではなく、心の平穏という趣旨で利用すべき。
- ② 遺産分割から隔離した、障害のある子の為の財産確保の方法。

…… そのような意味で利用すべき120%の価値のある制度であって、高齢な妻に残す「ずっと安心信託」と同様に、障害のある子に残す「特定障害者の信託」だが、利用例を聞くことが少ない。

- ① 圧倒的多数（80%）の家庭では横に除けられる6000万円の現金が無い。
- ② 障害者のことは語らず（語れない子）なので良きアドバイザーに出会わない。

結論 …… この信託のおかげで一生涯の生活が出来た事例を経験しました。

《24》相次相続控除

《25》事業承継の是非

【設例】 目白駅から10店舗中8店舗、その先の14店舗中8店舗がフランチャイズ系、その先の14店舗中5店舗がフランチャイズ系ですが、20年前は全てが個人。

昭和の時代は、地価が上昇し、家賃が上昇し、事業が拡大し、寿命は70歳
平成の時代は、地価が下落し、家賃が下落し、事業は縮小し、寿命は90歳

60歳で事業承継させ、子が60歳になる迄の30年間も業界を見続けることになる。

『続・税理士のための百箇条』 /第4話 65%の職業が消滅する/

「2011年度にアメリカの小学校に入学した子どもたちの65%は、大学卒業時に今は存在していない職業に就く」と、デューク大学のキャシー・デビッドソン氏がニューヨークタイムズ紙のインタビューで語った。

いま小学校に入学した子供達が職に就くのは、およそ16年後だが、その間に65%の新しい仕事が登場するのなら、いま存在する仕事の65%は16年後には消滅してしまうことになる。

結論 …… 私の家庭の価値観が子を弁護士にすることだったら、いま悲劇です。
イギリスのドーバーからはフランスが見えてしまうのです。
事業承継は密度の濃い二世帯住宅です。

《26》税理士の事業承継

《27》それでも事業承継

《28》配偶者への贈与特例（その1）

《29》配偶者への贈与特例（その2）

《30》成年後見制度の利用

【設例】 母親が、銀行の窓口でおかしなことを言い出して、それ以降、銀行は母による預金の払い戻しに応じしてくれない。

成年後見制度の利用者は認知症高齢者知的障害者など制度の対象者900万人に対して2%当初は、成年後見人が親族のケースが90%を占めたが、現在は専門職が占める割合70%

- ① 無駄な制度は、やむを得ず選任が必要になる場合（2%）を除き利用しないのが賢い。ボケるのは仕方が無いとして、ボケても成年後見制度を利用しないのが良い家族の在り方。
- ② 親族の後見人による遣い込み防ぐためと説明するが、98%では遣い込みがあるのか。裁判所や、新聞のニュースは、この2%の中の出来事であって、98%は平和な家庭です。遣い込みがあった場合に選任が責められるという裁判所や法律家の逃げの対応でしかない。
- ③ 専門家を後見人に選任すれば、月額5万円（？）の後見人報酬が必要になってしまう。ぼけ老人には介護のカネが掛かって仕方が無いのが現実と思うがそれに加えて後見人報酬。成年後見人はカネがかかって面倒だけの制度で、年寄りを引き取ってくれるわけではない。

『税理士のための百箇条』 /第98話 認知症対策/

そのような場合に選択されるのが成年後見制度だが、この制度には大きなリスクがある。家庭に法律や裁判所を入れるというリスクだ。被後見人の財産は、被後見人の為のみ使われなければならない。仮に、孫が医学部に入学しても、被後見人の財産から学費を援助することはできない。夫が遺言書を書いたとしても、妻の後見人には遺留分減殺請求をし、遺産の最大額を妻に取得させる法律上の義務がある。相続税対

策などは絶対に許されない。家庭の収支を、毎年一度、家庭裁判所に提出するのも経験者にいわせると相当の苦労だ。

『続・税理士のための百箇条』 /第40話 成年後見制度の利用/

仮に、父について相続が発生すれば、母の成年後見人は、配偶者の相続分の全額を請求しなければならない。ここで法定相続分を譲歩することは裁判所が認めないのだ。そのことを予想し、父は、遺言書を作成しておくことになる。全ての財産は子供達が相続するという遺言だが、これについて母の成年後見人は遺留分減殺請求をしなければならない。そして、成年後見制度は、一度利用してしまうと、中止することはできないのだ。

…… 成年後見人はうるさい監督者なのか、眠り口銭をとる利権の人達なのか。

成年後見人の交代容易に 最高裁、利用者の意向で親族の選任も増やす方針

平成31年3月19日共同通信社

認知症や知的障害などで判断能力が不十分な人を支援する成年後見で、制度を運用する最高裁は18日、利用者の意向や生活状況の変化に応じて後見人の交代を柔軟に認める方針を明らかにした。現在の制度運用では、利用者が後見人に不満があっても交代させるのは非常に難しく、改善を求める声が出ていた。

後見人の選任では、親族よりも弁護士や司法書士などの専門職が選ばれるケースが多く、不満が出ているため、適切と認められる場合は、親族ら身近な支援者を優先する考えも示した。

政府が18日に開いた有識者会議に報告した。後見人を選ぶ各家裁にこうした方針を1月に伝えたという。

- ① 定期預金を解約して、普通預金にした上でカードを作成しておく。
- ② 預金類は、子供の名義に変えてしまう（信託調書の提出）。
- ③ 賃貸物件は、会社を貸主にする管理委託契約に変えてしまう。
- ④ 撤回不能信託にして、全ての財産を長男・長女名義に換えてしまう。

結論 …… 成年後見制度を利用しない98%の人達が正しいのです。
家庭の食卓に裁判官（利益相反）を座らせないことです。

《31》子ども達に自宅

【設例】 子にマイホームを購入して、無償で住ませることにした。

- …… 月額家賃30万円のマイホームを無償で利用したら年額360万円の贈与。
- …… 自宅を無償で使用させる利益に贈与税が課税されたという話しは聞かない。
- …… 生活費に消費されてしまう子ども達への援助には贈与税は課税されません。

- …… 毎年110万円の贈与などと工夫を凝らしている人達のスケールは小さい。
- …… 土地は値上がりしない時代で、建物の固定資産税評価額も増額されません。
- …… 相続時精算課税は、土地と株価が値上がりした昭和の時代の節税策でした。
- …… 進学受験塾に通うお母さん方は、住宅ローンを負担していない人が多い。
- …… 奨学金を利用し、住宅ローンを利用するという「貸方」の時代は終わった。

結論 …… 豊かな家庭の豊かな節税策です。

《32》 財産のお片付け

【設例】 関根稔の相続税対策をアドバイスして欲しい。

- …… 明日に死亡するのか、30年後に死亡するのか。

結論 …… 相続対策は権利関係と所有資産のお片付けです。

《33》 いま、現金こそが、一番に有利な投資資産

【設例】 一番に有利な投資資産を教えて欲しい。

- …… 昭和の時代、大会社は、そろって土地投資に手を出した。
- …… 平成の時代、大会社は、そろって現金投資に励んでいる。

『続々・税理士のための百箇条』 /第52話 デフレの経済/

人口が減少し続けるという政府の発表と、次々に都心に登場する鉄道新線による住宅地の開発、高層化による住宅とオフィスの増加、さらに駅ナカ店舗の出店による商業地域の増加も地価の値下がりにも貢献している。地価高騰でインフレを生じさせていた昭和のエネルギーは一滴も残っていない。

土地以外の値下がり圧力も強い。東南アジアの低賃金労働力が商品価値を通じて日本に輸入され、パソコンやネットを利用した多様なサービスは限界コストゼロの社会を作り出した。需要が増えたとしても供給コストは限りなくゼロに近づく。職人の技を不要とするIT化した生産設備が技術移転を容易にして供給過剰を作り出している。ネットとスマホを筆頭とした技術革新の影響も大きい。スマホには百科事典、時刻表、全国の地図、ラジカセ、テレビ電話、電卓、万歩計、カメラ、ビデオなどの全てが収納されている。これを個別に購入したら大変な金額になるが、それが僅か数万円で購入できてしまう。

結論 …… 投資は預金利率5%、借入利率7%、地価上昇10%の時代の行動原理です。

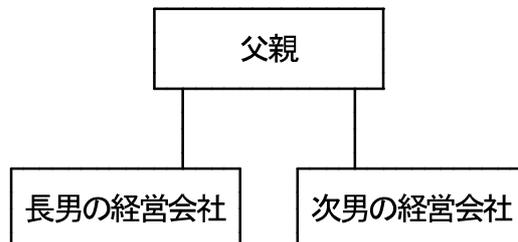
《34》地積規模の大きな宅地の評価（広大地の評価）

第3 極端な節税手法

- 《1》A社B社方式
- 《2》49%出资方式
- 《3》3年経過後の株式譲渡
- 《4》借入金で持株会社
- 《5》株式交換の利用
- 《6》大会社を作り出す
- 《7》生命保険で節税
- 《8》節税策は3分法
- 《9》人的な種類株式
- 《10》種類株式の利用
- 《11》合名会社の利用（その1）
- 《12》合名会社の利用（その2）

《13》組織再編の利用

【設例】父が経営する会社では長男と次男が働いているので分割型分割を実行する。

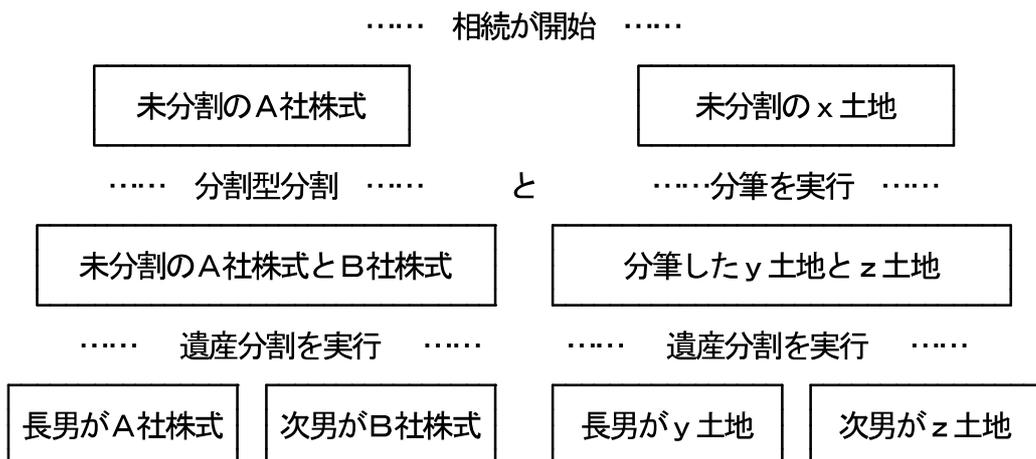


- …… 各々の会社の株式を遺産分割で相続することが可能です。
- …… 相続直前の組織再編税制には株式評価のリスクがあります。
 - ① 組織再編に該当するか、
 - ② 合併比率と相続税法9条、
 - ③ 合併取得財産は3年内取得財産になってしまう、
 - ④ 合併や分割後は類似業種比準価額が利用できない。

結論 …… 相続前の組織再編にはリスクがあります。

《14》相続後の組織再編

【設例】父親の生前に分割型分割の手続を行うことを怠っていた。



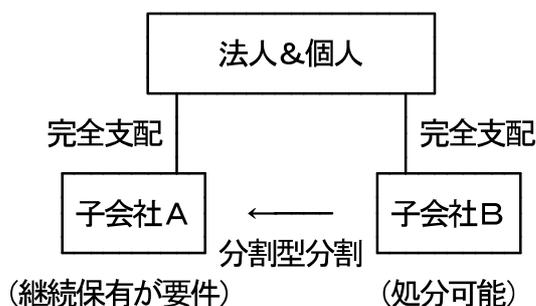
- …… 相続開始後に分割型分割をして、その後に遺産分割することが可能か（未経験）。
- …… 相続前の組織再編のデメリットを避けることが可能です。

結論 …… 2人の息子を会社で働かせるというミスのリカバリーの方法です。

《15》分割型分割の利用

【設例】 父が経営する会社の資産は相続人に残し、事業は番頭に譲渡してしまう。

分割型分割の場合は、承継先会社の株式についてのみ継続保有する必要がある。分割元会社の株式には継続保有要件がないので処分が可能だ（法令4の3⑥二、⑦二）



平成29年度税制改正前は、B社株についても継続保有が課されていた。無駄に課されていたということで廃止されたのだ。しかし、合併の場合と同様の理由で、A社株式までは廃止することができなかった。

結論 …… 『組織再編税制をあらためて読み解く』です。

《16》持株会の利用

《17》賃貸物件所有会社

《18》現金という脱税

【設例】 1億円の宝くじに当たったが、現金で持っているとうなくなってしまうので投資したい。

日本経済新聞 2017年4月3日

タンス預金が止まらない。第一生命経済研究所によると、直近の2月末時点で43兆円と前年同月比8%増えた。増加額は3兆円で国内総生産（GDP）の0.6%に達する。

日本経済新聞 2018年6月14日

第一生命経済研究所の熊野英生氏はタンス預金の額を47兆円と試算する。

- …… 庶民は、税理士よりも、生活実感を持っています。
- …… 昭和の時代は、預金（借方）の時代ではなく、借金（貸方）の時代でした。
- …… 平成の時代は、借方に金融資産を蓄える時代です。

ごみ捨て場などから多額の現金が見つかる事例が各地で相次いでいる。警察庁によると、拾得物として届けられた現金は2016年に計約177億円に上り、近年は増加傾向が続く。

- …… ストップごみ捨て場に多額の現金が各地で発見、孤独死やタンス預金。
- …… 齢者が誰にもみとられずに亡くなる「孤独死」などの社会環境の変化。
- …… しかし、これは違うように思います。
- …… デフレの時代で現金が目減りせず、自宅に現金を保存することが可能。
「孤独死」の方々の現金が10だとすれば、
「相続」と「相続税対策」の方々の現金は10000000000だと思う。

日本の現金の流通量が、ここに来て世界に突出して増えていることをご存じだろうか。…… 実際に、2017年末時点で流通しているお札の額は106兆7000億円（日本銀行調べ）になる。超低金利が続いたことで、国民が「タンス預金」に走っており、その額は30兆円にも及ぶと日銀は分析している。

- …… 相続税の節税対策はタンス預金です。
毎年1000万円をタンスに移動してしまう。
家庭によって1000万円程度は生活費の差があるから、
1000万円をバラバラに引き出して問題になるとは思えない。

10年で1億円だが、では、実行すべきか、実行しているか。
 私の場合なら、節税に対して、それほどの熱意が持てない。
 暦年贈与、生命保険など相続税の節税対策を実行している人達はどんな人達なのか。

『続々・税理士のための百箇条』 **高金利の時代、低金利の時代**

昭和の時代、仮に、定期預金の利率が6%なら、融資金利は8%で、その間の地価の上昇率は10%だった。いや、地価は20%も、30%も上昇した。終身雇用が保証され、定期昇給があった経済成長の時代だったが、庶民の実感「働けど働けど我が暮らし楽にならざり」の心境だった。稼ぎにも、それを蓄えた預金も追いつかないインフレと地価高騰の時代だった。

低金利の時代、いまほど高金利の時代は存在しない。

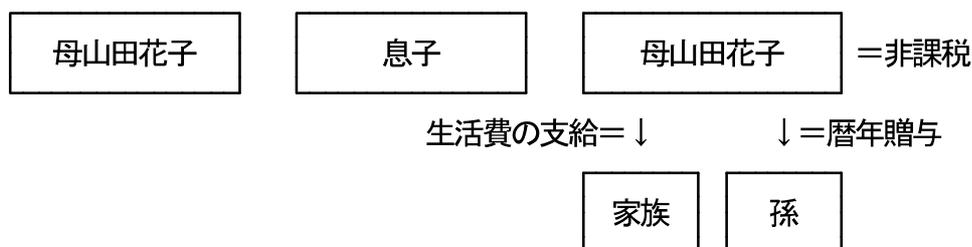
デフレの時代には、インフレの時代と異なる投資活動が必要になる。低金利なるが故に、小銭を持つプチ資産家が高利回り商品を求めて投資活動に参加する。しかし、投資は、少なくとも5%以上の利回りが保証されている時代の経済判断だろう。5%の金利でも、20年に一度の投資先の倒産でゼロになってしまう。仮に1%の利回りを求めてリスクを選択すれば100年に一度の投資先の倒産でゼロになってしまう。

結論 …… 現金を保存するという投資を可能にしてしまった時代です。
 日本銀行は5年間有効のカラー紙幣を発行すべきです。

- 《19》一般社団法人（1階の法人の利用）
- 《20》一般社団法人（2階の法人の利用）
- 《21》一般財団法人の利用の一例
- 《22》一般社団法人への相続税の課税
- 《23》同族会社の株式を一般社団法人に持たせる
- 《24》暦年贈与信託「おくるしあわせ」

《25》信託（成年後見人対策）

【設例】子や孫に対し、毎年110万円の贈与を続けたいが、ボケても実行できるように手配しておきたい。



…… 受益者は母山田花子とする。

- ① 信託財産は、まず、受益者の平穏な老後の生活のために支出し、
- ② それにゆとりがある場合に限り、他の家族の生活費を援助する。
- ③ さらにゆとりがある場合は、受託者の判断に従い、受益者からの贈与として、直系の孫に対して年額200万円を限度に支出することができる。

【設例】 銀行の要請で母親について成年後見の申し立てをしたら、成年後見人が暦年贈与信託を解除してしまった。



- …… 信託契約に撤回不能の特約を付しておくべきです。
- ④ 信託契約の変更、合意による終了、解除を禁止する（信託法149④、164③）。

結論 …… ボケてしまっても実行される信託です。

《26》40条70条申請
《27》納税猶予制度

《28》納税猶予税制（10年限定の特例）

【設例】 10年以内に事業承継税制を利用すれば相続税はゼロにできる。

- …… 相続税がゼロなら同族会社株式についての相続税対策は不要になってしまうのか。
- …… 農家が、農地を買い増しし、持ってるカネで農地を買い増ししてしまうのと同じ。納税猶予を適用すれば相続税はゼロにできてしまうのか。そしたら私達の知識は不要になってしまう。
- …… 納税猶予を利用するのは同族会社株式に対する税負担が1億円を超える場合に限る。つまり、私が相手にしている下々には影響の無い話（となるのか否か）。

| | | | |
|------------|--------------|----------------------|-----------------|
| 同族会社株式の税負担 | | | |
| 3億円以上 | 事業承継税制を利用する。 | 自己株式の買取り退職金で納税資金を確保。 | 金銭納付で後に面倒を残さない。 |
| 2億円以上 | | | |
| 1億円以上 | | | |
| 5000万円以上 | | | |
| 1000万円以上 | | | |

- …… 新しい納税猶予を相続税の納税猶予として導入せず、贈与税の納税猶予として導入。従前の納税猶予では、贈与時の納税猶予は、あくまでも税理士の都合だったと思う。
- ① 節税効果 = 退職金で株価を引き下げて贈与し、評価額を固定。
 - ② 税理士の都合 = 贈与段階で納税猶予を利用して税理士報酬を請求。
 - ③ 経営判断 = 事業の後継者を決める（遺留分の放棄とセット）。
- …… 新しい納税猶予も、相続時に利用することは可能だが、贈与を前提にしている。

結論 …… 相続人の人生を40年について拘束する判断には税理士は加われない。相続税が納められる限りは、納税猶予を利用しません（多くの経営者）。関与先について、相続税、組織再編、納税猶予の処理をしたら顧問料の範囲ではなく200万円、400万円、600万円を請求する。無料だと思うからやって欲しいのであって手間を金額で示す必要がある。

《29》納税猶予税制を相続時精算課税と併用する

《30》中小企業投資育成会社を利用する

《31》M&A

《32》申告期限内の解散

《33》申告期限後の処分

第4 税務調査・納税対策

《1》資産の現金化

【設例】理想的な相続対策、相続税対策を教えてください。

…… 30年を経過した賃貸物件を相続して管理が可能だろうか。

『税理士のための百箇条』 / 第93話 借方の時代と貸方の時代

さて、借方に10億円の資金があったら何に投資すべきか。いままで述べてきたところで設問の答は明らかになったと思う。いま一番に有利な投資資産は現金なのだ。デフレの経済では、現金は、常に値上がり続ける。仮に10億円があったら、三代にわたって潤沢な生活がおくれるではないか。なぜ、それを別の資産に入れ換える必要があるのだろうか。

時代が変わったことを認識せず、昭和の時代の投資手法をアドバイスしてはならない。

相続の話をしよう 29 いま、一番に有利な投資資産

さて、どうするか。私が日銀総裁なら紙幣に色を付ける。今年の発行する紙幣は赤来年は黄色、再来年は緑にして、今年の赤の紙幣は5年内に他の色の紙幣に替えない限りは無効にする。そして、紙幣の交換については個人番号を付した支払調書を税務署に提出する義務を課す。

結論 …… 現金という節税商品を、政府は、どのように把握するのか。

《2》名義預金

【設例】名義預金であることの立証責任は課税庁が負担するのか。

- 民事訴訟 = 双方共が事象に関与した当事者なので立証責任の分配が容易。
カネを貸した事実は、貸した側が立証する。
- 税務訴訟 = 課税庁側は事象に関与していないので立証責任を負わせるのは気の毒。
カネを貸した事実が存在するか否かを課税庁が立証する（不合理）。

『税理士のための百箇条』 /第71話 名義預金と名義株/

なぜなら、法律上の立証責任は、資産の取得原因に遡るからだ。
仮に、土地について所有権を考えてみよう。「私の所有だ」と主張するだけでなく取得の原因に遡って「平成24年4月1日に山田太郎から購入した」ことを立証しなければならない。

さて、妻名義の預金だが、これが妻の財産だと主張するのであれば、その資金が、誰によって、どこから取得されたかを立証しなければならない。

会社からの給料・相続財産・臍繰り

→

妻の預金

結論 …… 名義預金の立証は容易です。

《3》名義株式

【設例】私が16歳の頃に名義変更した株式だが、その経過を覚えていないと答えたところ、それでは名義株だと指摘された。

『税理士のための百箇条』 /第71話 名義預金と名義/

父親が経営する会社の株式の一部が長男名義になったのは、いまから30年も遡り長男が18歳の時だとしよう。そのような事案では課税庁は次のように主張するだろう。

「自分名義になった事実を覚えているか。もし、覚えていないのなら相続財産だ」

しかし、そのような無茶な立証が許されるはずがない。では、名義株の真実の所有者は誰と判定されるべきだろうか。実は、これが難しい問題なのだ。父親の真意が、長男への贈与なのか、長男の名義を借用した通謀虚偽なのか。それは誰にも判定できず、恐らく、父親自身も理解していない事柄だからだ。

では、そのような名義株について、どのような証拠で、誰を真実の所有者と判定するのだろうか。取得原因に遡った立証ができない限りは、間接証拠で判定しなければならない。配当を受け取っているか、株主総会に出席しているか等の間接事実だが、これも決め手にはならない。利息を受け取っていても、名義預金が名義人の所有にはならないように、配当を受け取っていても、名義株は名義人の所有にはならないからだ。

では、現場では、どのように判定されるのか。おそらく“ふっかけ”だろう。「これは名義株なので、相続財産に含まれる」と税務職員が主張し、それが納税者側の税理士に受け入れられれば、そのような処理になり、それが受け入れられない場合は、さらに議論が続く。税務の現場は、真剣勝負なのだ。

そこにある株券が、父の財産か、母の財産か、長男の財産か

結論 …… 30年前の書類があるから、昨日の如き議論が始まってしまうのです。

《4》美術品・宝石類

【設例】百貨店から購入した絵画があるので、百貨店に鑑定してもらおう。

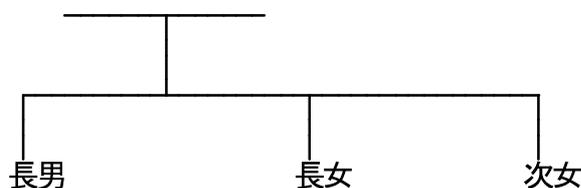
アートビジネス解剖 週刊ダイヤモンド 2017年4月1日号

1次市場では基本的に、ギャラリー（画廊）・画商を通じて美術品が販売される。現代アートの場合、作品が売れると原則その50%ずつを作家と売り手が分け合う。日本画や洋画を画商を通じて百貨店で販売する場合、その流通経路上、百貨店の取り分が相対的に大きくなりがちだ。中には収益分配の内訳が「百貨店50%、画商30%、作家20%」というケースさえある。

結論 …… 画壇と画商で成り立つ日本の絵画は世界では全く無価値の存在です。絵画、骨董品は購入するのが楽しみであって、処分価額は5%です。宝石類といわれる大部分のものは無価値のアクセサリーです。バブル時に300万円だったヒロ・ヤマガタのシルクスクリーンは12万円。

《5》自己株式

【設例】父親が残した遺産は同族会社の株式10億円だが、これを事業を承継する長男と、事業には関与しない長女、次女で分割しなければならない。



結論 …… 自己株式は、会社の財産の遺産分割を認めてくれたのです。

《6》 上場株式の物納

【設例】相続財産の中に上場株式がある。

- …… 上場株式が物納財産の第1順位になりました。
- …… 上場株式の売却は金銭納付が困難な場合に該当するのでしょうか。
- …… 申告期限の末日まで、
 - ① 相続税評価額と、
 - ② 申告期限の末日の株価を比較すべき義務が税理士にあるのでしょうか。
- …… 相続税評価額を下回った価額では売却すべきではないとアドバイスする義務です。

平成28年2月26日名古屋地裁判決 判例時報 No. 2321
相続税の申告納付を受任した税理士法人につき、相続承継に係る株式（上場株式）の物納に関する助言指導義務違反があるとして、債務不履行責任を認めた事例
X（納税者・原告）は、相続税申告納付につき税理士が相続税の物納につき十分な説明をしなかった等の善管注意義務違反により、物納ができないと誤信し、物納できた上場株式を相続開始時の価額よりも低額で売却した差額の損害が生じたと主張し、Y（税理士法人）に対して債務不履行に基づき6974万9188円の損害賠償を請求した。
税理士は、1月15日に物納についての質問を受けた後、原告が物納に関して何も聞いてこなかったことから、金銭納付をするものと考えて説明をしなかったと述べ、納税方法についての説明義務はないと考えていた旨述べているが、専門家である税理士が一般的に上記注意義務を負うことに照らして税理士の主張は採用できない。

結論 …… 上場株式を持っている相続については注意が必要です。

《7》 納税者への説明書面の作成

【設例】納税者こそが一番の弁護人であり、一番の原告予備軍です。

関根稔のホームページ → 税理士バッチ → 相続税申告確認書（雛形）



結論 …… 納税者への説明書面を自分自身のチェックリストとしても利用します。

《8》財産債務調書の作成

【設例】財産債務調書の提出など面倒になってしまった。

- …… 損益計算書ではなく、貸借対照表の時代です。
- …… 前々年、前年の予定納税の影響を受ける本年度の所得には意味がありません。
- …… 毎年の所得申告が1年の決算なら、貸借対照表は人生の毎年の仮決算です。
- …… 賃貸物件を記載しておけば、不動産所得の過少申告加算税は5%引きです。
- …… 財産債務調書に取得価額を掲載しておけば、それが取得価額の証明です。
- …… 取得価額の記載が10年について続けば、それが真実になります。

先日、譲渡相談会に参加する税理士を集めた事前説明会で、資産税の統括官がはっきり明言しました。「不動産の当初の取得価額については、証拠資料が全くなくてもご本人の記憶だけで結構です。あまりに不自然な金額だったら、調べますけど」その場にいた20人くらいの税理士の間にもドヨメキが起きました。

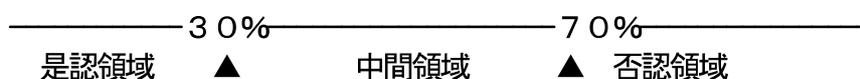
結論 …… 財産債務調書には、可能な限り、大目の財産を書き込むべきです。

《9》過少申告のリスク・過大申告のリスク

【設例】資産の評価手法について微妙に不安があるが、加算税は避けたい。

- …… 見直し税理士が存在します。
- …… 過少申告のリスクは加算前15%ですが、過大申告のリスクは本税100%です。

【設例】加算税のリスクを避けるために、路線価8000万円で相続税を申告し、その後4000万円への減額を求めて更正の請求をする。



結論 …… 選択すべきは無難（弱気）な申告ではなく、強気の申告です。

《10》相続税の書面添付

【設例】資産の評価手法について微妙に不安があるが、強気の申告をしたい。

- ① 税務署に対する説明資料（デューディリの資料）
- ② 納税者に対する説明資料（税務判断には幅がある）
- ③ 思考過程についての記録（調査時期までの覚え）
- ④ 担当者の退職にも備える（書面添付を引継書）
- ⑤ 意見聴取であれば加算税ゼロ（修正申告書と更正の請求書を重ねて提出）

結論 …… 税理士の判断で気になった箇所だけを書き込んだ3行の説明書です。

《11》未分割申告の管理

【設例】未分割で相続税を申告することになった。

- ① 配偶者の相続税額の軽減（当初申告要件は廃止された）
- ② 小規模宅地の特例（当初申告要件が残っている）

【設例】期限後申告でも配偶者軽減や小規模宅地の評価減は利用できるのか。

- ③ 3年経過後2ヶ月内の未分割の届出（宥恕規定は存在しない）
- ④ 分割後4ヶ月内の更正の請求（国税通則法の改正との優先関係）

結論 …… 未分割の場合は、申告段階で依頼を終了させておくべきです。

《12》介護老人ホーム

【設例】這って歩くようになっても自宅に住んでいたい。

| | | 一時金プラン | 月払いプラン |
|----|-----|--------|--------|
| 個室 | 入居金 | 1380万円 | 0円 |
| | 月額 | 23万円 | 51万円 |

| | | |
|------|-----|--------|
| 夫婦部屋 | 入居金 | 8800万円 |
| | 月額 | 68万円 |

…… この他に買い物代行など月額10万円程度は予定すべき。

厚生年金33万円 = 本人年金25万円+3号年金8万円

年金 = 無理

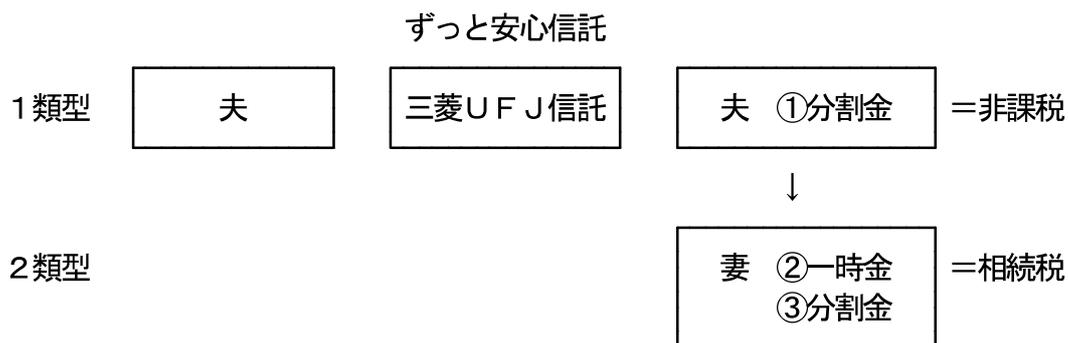
年金+預金の取り崩し = 無理

年金+預金の取り崩し+定期収入 = 可能。

結論 …… 口うるさい一般庶民から一步隔離される為には老後の沙汰も金次第。

《13》ずっと安心信託

【設例】私が生活の全てを管理してきたので、妻の資産管理能力に不安がある。



…… 3000万円までの信託で、分割金の支払時期を指定することが可能です。夫が分割金を受け取り、その後、妻が一時金と分割金を受け取る指定も可能。一時金の支払いも禁止して欲しいのですが、相続税の納税資金が必要です。元本保証で、管理手数料は無料です。預金を管理するよりも、分割金にした方が安全な高齢者用の信託です。財産の管理に不安がある残された配偶者のために分割金を確保する信託です。有料老人ホームに入居した場合の管理費、食費、介護費を支払うための信託です。

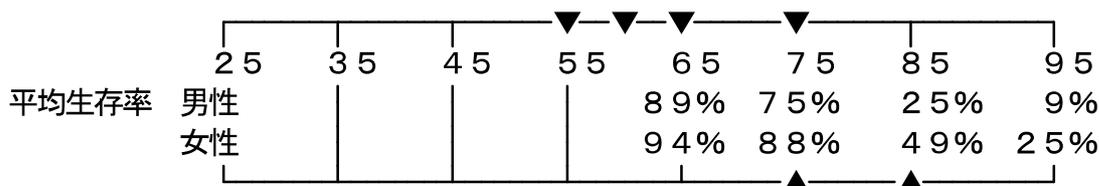
結論 …… 私が実際に利用したいと考えている信託です。
これが老後の予備プランです。

《14》税理士という職業を語れば

【設例】私のように自由業を選ぶか、会社に勤めるか、公務員になるか。

中高年収入減5つの崖（日経新聞平成29年7月15日）

| | | |
|-----|---------------|--------------------------|
| 55歳 | 役職定年 | 4割の企業が導入し、55歳で2割から3割の減収、 |
| 60歳 | 定年再雇用 | 3割の企業で本給が20%から50%の減になり、 |
| 65歳 | 年金生活 | 妻と合わせて300万円弱+企業年金に下落、 |
| 75歳 | 企業年金終了 | 月額15万円程度の企業年金が打ち切れ、 |
| 夫死亡 | 夫の年金が遺族年金に移行し | 110万円の減で年収177万円。 |



ライフネット生命保険創業者（日経新聞平成29年11月6日）

ある企業でシニア社員向けの講演を依頼された。人事担当者は「50歳を過ぎた社員の多くは、やる気を失ってしまう。彼らの意欲が湧くような話しをして下さい」という。その会社の人事制度を聞くと、53才で役職定年、60歳で定年、65歳まで再雇用を選べる。給与は仕事の成果にかかわらず3割程度になる。僕は担当者に尋ねた。「君が50歳になったときに、この人事制度の下でやる気が出ると思う？」。答はノーだった。

…… 定年年齢が75歳、あるいは85歳の税理士は老後を語る必要のない職業です。20歳だけ余分に働けるのではなく、残りの期間が10年になるという職業。

『続々・税理士のための百箇条』 /第23話 サラリーマンの世界/

ベストセラーになっている内館牧子の『終わった人』。「激しく熱く面白く仕事をしてきた者ほど、この脱力感と虚無感は深い。もはやサラリーマンとしては先に何も無い。せいぜい、子会社の社長になるか専務になるかというところだ。これが65歳ならいいが、51歳で『終わった人』なのだ」。

いや、私にはサラリーマンの人生はわからない。昔からわからなかったが、この頃さらにわからなくなってしまった。私が若かった頃、サラリーマンも1つの職業だった。私のように自由業を選ぶか、会社に勤めるか、公務員になるか。それは単なる職業選択の問題だった。しかし、私自身が、定年退職年齢を超えた現在、それは人生の選択だったのだと思う。

結論 …… 税理士という人生の選択だったのです。

《15》調整の法則

【設例】多額の財産を相続し、それを失っていく人達を見てきた。

『税理士のための百箇条』 /第49話 調整の法則/

「調整の法則」をご存知だろうか。

仮に、私が一生をかけて5億円の資産を蓄えることができるとすれば、私は5億円までの資産を運用することができる。それが私の実力なのだ。これを賃貸ビルに投資することも、自分の事業に使うことも預金として蓄えておくこともできる。

では、私の妻が働いた場合は幾ら蓄えられるだろう。せいぜい5000万円が限度だと思う。そこで私の資産を承継した妻が5億円の資産を運用すれば「調整の法則」が働き、資産は5000万円に目減りしてしまうのだ。

5億円の資産だから、それを運用すれば5億5000万円になるという理屈は存在しない。資産を1度はゼロにして、ゼロから資産を積み上げるのが投資なのだが、誰でも自分の実力以上に資産を積み上げることはできない。

仮に、パン屋を開業するために3000万円の内装費をかければ、投資した3000万円は、1度はゼロになる。そして、1つ300円のパンを売ることによって30円ずつを回収することになるのだ。

結論 …… 何もしないことは、何かをすることよりも、よほど優れた選択肢です。

第5 最後に

《1》自分のために知識を利用する

【教訓】有り余る財産を持つ人達ではなく、
貧乏人だからこそ必要なのが資産税の知識です。

関与先にアドバイスする

自分自身にアドバイスする

医 者

弁 護 士

公 認 会 計 士

設 計 士

税 理 士

仮に、事業を経営し、幾ばくかの資産を持つ場合は、その収支は、全て、税理士の知恵が役立つ。預金し、家を建て替え、賃貸物件を購入する場合の名義、いや、賃貸物件に投資すべきか否か。所有する賃貸物件の修繕や管理、最終的な売却処理、相続かも知れない。事業と家庭内の収支には、全て、税理士の知識が役に立つのだ。

《2》参考文献

- ① 税理士のための百箇条
- ② 続・税理士のための百箇条
- ③ 続々・税理士のための百箇条 財経詳報社
- ④ 税理士のための相続をめぐる民法と税法の理解 ぎょうせい
- ⑤ 一般社団法人 一般財団法人 信託の活用と課税関係 ぎょうせい
- ⑥ 組織再編税制をあらためて読み解く 中央経済社
- ⑦ 税理士新聞（税界羅針盤）と納税通信（相続の話をしよう）への連載

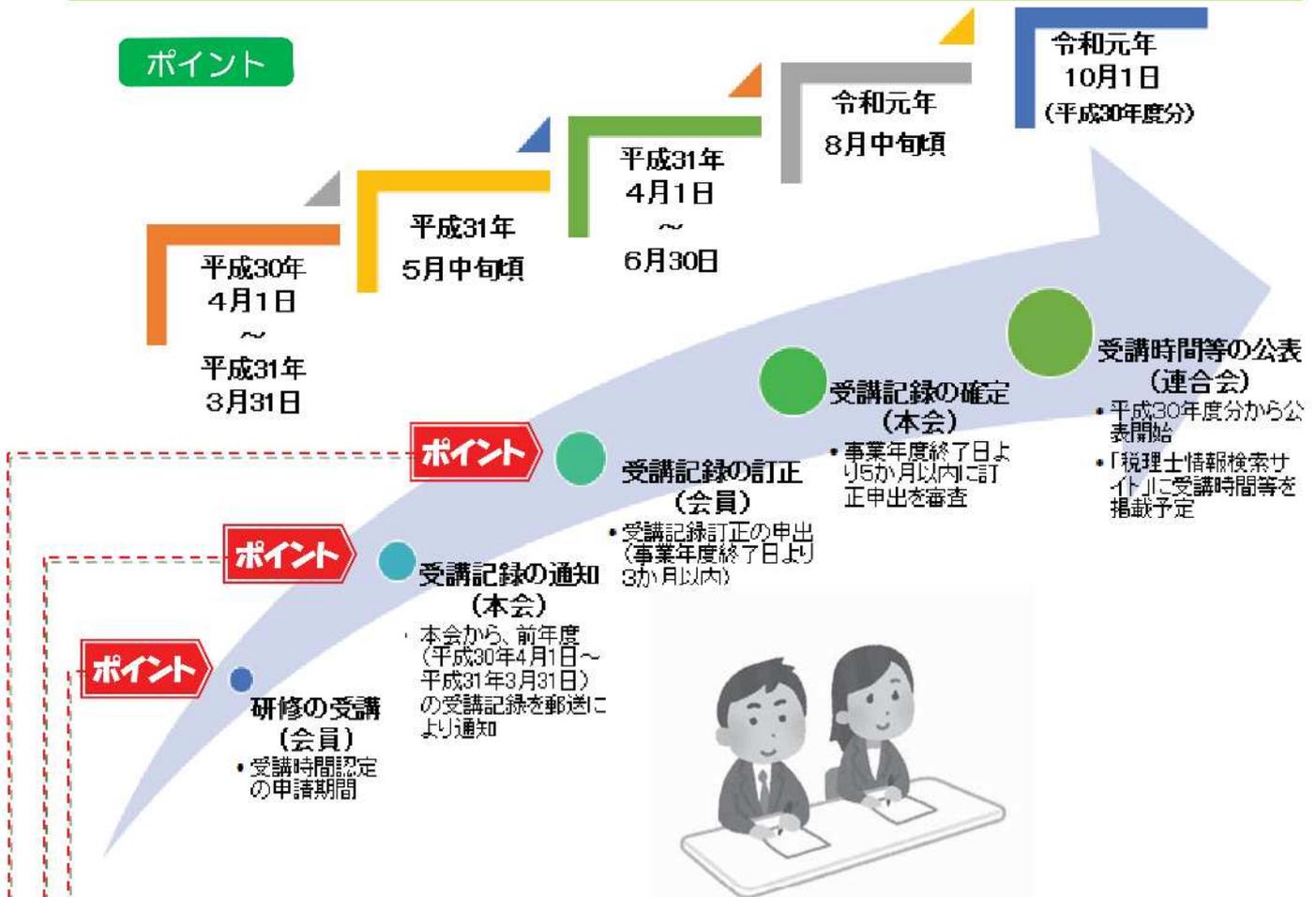
研修制度のご案内

1. 研修受講義務

税理士会員は、一事業年度（毎年4月1日～翌年3月31日）に、36時間以上の研修を受講しなければなりません（研修規則第2条、第5条）。

ただし、事業年度の途中に新規登録した会員については、登録した月の翌月からの月数按分した時間数となります（研修規則第5条第2項）。

2. 研修の受講、受講記録の確定から受講時間等の公表までの流れ



○ 令和元年度（平成31年4月1日～令和2年3月31日）において、36時間（研修の受講義務）以上の研修を受講しているか、研修受講管理システムで自己の受講時間を定期的に確認してください。

○ 「その他の研修」又は「マルチメディア方式の研修」を受講したときは、受講時間認定の申請を行ってください（令和元年度中に受講した当該研修の受講時間認定の申請は、必ず令和2年4月15日までに行ってください。）

○ 令和元年度の受講記録はを令和2年5月中旬頃に郵送により通知します。

○ 受講記録の訂正の対象は、本会や支部等が実施した研修（会場参加方式の研修に限る）の受講受付時において、本来自動的に記録、保存されるべき受講記録の過不足がある場合に限り、「その他の研修」や「マルチメディア方式の研修」の受講認定時間の申請漏れは訂正の対象外です。

3. 研修の種類及び受講時間算入制限

本会が実施する研修の種類及び受講時間算入制限は次のとおりです。

| 研修の種類 | (副分類) | 形態 | 算入の制限 | | | |
|--|--|--------|--------------|--|----------|---|
| ポイント (1) 本会が主催、共催、協賛又は後援する研修 (2) 連合会が主催、共催、協賛又は後援する研修 (3) 支部等が主催、共催、協賛又は後援する研修 (4) 他税理士会が主催する研修等 (5) 関連団体が主催、共催、協賛又は後援する研修 | ・全国統一研修会 ・登録時研修 ・公開研究討論会 ・その他研修 | 会場参加方式 | 受講時間の算入の制限なし | | | |
| | (6) 認定研修 | | | ・大学等が実施する研修で、本会が認定したもの ・民間団体が実施する研修で、本会が特に認定したもの | | |
| | | | | ・前号に規定する民間団体のうち、本会が特に認定した団体の実施するもの | | |
| | (7) その他の研修 | | | ・大学等及び民間団体が実施する研修で、本会の認定を受けていないもの ・士業団体が実施する研修(税理士業務に隣接するものに限る。) ・他会が認めた研修 | 会場参加方式のみ | ポイント 一事業年度につき <u>18時間</u> を限度 |
| | | | | | | |

※ 研修の講師を務めた場合は研修時間の3倍の時間が③「その他の研修」の受講時間として(18時間を限度)。なお、4.に記載する受講時間認定の申請は、主催者が研修受講管理システムにより行うため、原則不要です。

ポイント

- (1)～(5)「本会主催研修等」の日程等は、会報「近畿税理士界」に毎月同封しています。
(1)～(5)「本会主催研修等」は、直接会場に行って受講する会場参加方式と本会及び連合会のホームページにて配信等されているマルチメディア方式の研修を受講する方法の2種類があります。
- (1)～(5)「本会主催研修等」と(6)「認定研修」は受講時間算入の制限がありません。
(7)「その他の研修」は、一事業年度18時間までを限度に受講時間として算入されます。
- (6)「認定研修」と(7)「その他の研修」については、職業専門家として相応しい研修精度を保つため、一般納税者や経理担当者を主な受講対象者とする研修は除きます。
 ・税務署が主催する「年末調整」の研修会などの主に一般企業の経理担当者を対象とする研修会は、受講時間に算入されません。
 ・小学校等での租税教育の講師としての授業時間は、受講時間には算入されません。

4. 受講時間認定の申請及び研修の科目

(1) 受講時間認定の申請方法は次のとおりです。

| 申請方法 | 提出方法 | 申請期限 | 通知 | |
|---|-------------|----------------------|--------------------------------|-------------------|
| | | | 認定の場合 | 否認の場合 |
|  | 研修受講管理システム | 受講日の 翌月15日 までに | 2か月以内に審査し、「研修受講管理システム」に受講記録を追加 | 2か月以内に審査し、その結果を郵送 |
| <p>ポイント</p> <p>【受講時間認定申請書(様式第6号)】</p>  <p>+</p> <p>開催案内など研修内容が確認できるものを添付</p> | メール、FAX、郵送等 | | | |

ポイント

- (7) 「その他の研修」又は「マルチメディア方式の研修」を受講したときは、各自で研修受講管理システム等により受講時間認定の申請を行ってください。

(2) 研修の科目の範囲は次のとおりです。

| 科目 | 備考 |
|---|--|
| (1) 税理士法その他職業倫理に関するもの | 税理士法、連合会会則、木会会則、支部規則、その他綱紀規則等に関する内容 |
| (2) 租税法及び会計に関するもの | 税理士業務等に資する内容 |
| (3) 公益的業務に関するもの | 成年後見制度、地方公共団体監査制度、公益社団法人等制度、NPO法人制度、登録政治資金監査人制度等に関する内容 |
| (4) 情報処理に関するもの | 税理士業務に必要な、コンピューター、インターネット及び電子情報技術等に関する内容 |
| (5) 法律、経済、経営その他税理士の業務の改善進歩及び資質の向上に役立つと認められるもの | 客観的な観点から認められる内容であること |

ポイント

- 受講時間認定の申請は、上記科目の範囲内の研修内容であることが必要です。

5. 受講義務免除の申請

税理士会員は、免除事由に該当する場合、本会对し、一事業年度ごとに免除の申請をすることができます。申請方法は次のとおりです。

(1) 対象となる事由及び提出書類は次のとおりです。

| 対象となる事由 | 提出書類 | |
|--------------------|---|----------------|
| | 申請書 | 添付書類 |
| 負傷又は疾病による療養 |  十  添付資料 (申述書) | 医師の診断書 |
| 震災、風水害、火災などの災害 | | り災証明書（もしくは申述書） |
| 出産 | | 母子手帳の写し |
| 育児 | | 母子手帳の写し+申述書 |
| 介護など | | 介護認定書等+申述書 |
| 報酬のある公職（法 43 条後段） | | 勤務証明書等 |
| 国会議員又は地方公共団体の議会の議員 | | 議員であることを証する書類 |

(2) 申請期限及び提出書類は次のとおりです。

| ポイント | 申請期限 | 提出方法 | 提出先 | 通知 |
|------|-------------------------|----------------------|-----|----------------------------------|
| ポイント | 事業年度終了日より <u>3 か月以内</u> | 郵送 ※「書留」、「簡易書留」推奨 | 本会 | 受理日から <u>2 か月以内</u> に審査し、その結果を郵送 |

ポイント

- 平成 30 年度の受講義務免除の申請期限は 令和元年 6 月 30 日までです。
- 免除申請書は、所属支部を経由せず、直接本会に提出してください。

6. 各種申請書のご提出先／お問い合わせ

近畿税理士会 事務局 制度研究課(担当：研修部)

〒540-0012 大阪府中央区谷町 1 丁目 5 番 4 号

TEL (06) 6941-6886 FAX (06) 6942-2182 e-mail: info_kensyu@kinzei.or.jp

研修受講管理システム利用マニュアル (受講記録の確認・登録)

1-1. 受講記録の確認方法について



1. 研修受講管理システムにアクセス

- (1) インターネットに接続し、近畿税理士会ホームページにアクセスします。(http://www.kinzei.or.jp)

検索サイト google 等で検索する。

| | |
|--------|----|
| 近畿税理士会 | 検索 |
|--------|----|



- (2) 「税理士の方へ」をクリックします。

- (3) 会員向けページ ログイン画面に移動しますので、「近税パソネット21」をクリックします。



- (4) 「ユーザー名」と「パスワード」を入力します（会員以外には開示しないでください）。

| | |
|-------|---------|
| ユーザー名 | : go |
| パスワード | : kinki |

入力が終わりましたら「OK」ボタンを押してください。



- (5) 研修情報の「研修受講管理システム」をクリックします。



- (6) 「受講管理システム」バナーをクリックします。

1-2 受講記録の確認方法について



2. 研修受講管理システムにログイン

- (1) 研修受講管理システムに入る際には「登録番号」と「パスワード」の入力が必要になります。

登録番号:登録番号(5桁 or 6桁)
パスワード:(初期パスワード) 生年月日(8桁)
(例)19630223

入力が終わりましたら「ログイン」ボタンをクリックします。

※初めてログインする場合やパスワードを忘れて初期化した場合には、パスワード設定画面に移動します。

※パスワード設定画面の「現在のパスワード」は初期パスワード（生年月日）です。



- (2) ログイン完了後、トップページに移動します。画面左上に表示される自分のお名前（カタカナ）を確認願います。現時点での今年度の研修受講時間^(※)が表示されます。

(※)円グラフ等で表示される研修受講時間は、毎日実施されるメンテナンス終了後に反映されます。



3. 研修受講記録の確認

- (1) 画面上部メニューの「年度別受講記録」をクリックすると、1事業年度（4月1日～3月31日）に受講した研修の受講記録を確認できます。

- (2) 確認したい事業年度(西暦)を入力し「出力」ボタンをクリックします。(例)平成30年度分を確認したい場合は「2018」と入力

《イメージ》 研修の受講記録兼 受講時間算入の届出書

平成30年12月25日 1

事業年度：平成30年4月1日～平成31年3月31日

| 会員名 | シナキ 知子 | 支部 | 東京支部 | 登録番号 | 905001 | | |
|--------------|---------|---|------|------|--------|-----|-----|
| 研修者の主催者 | 研修会テーマ | | 受講時間 | | | | |
| 受講日 | 開催場所 | 講師名 | 1 | 2 | 3 | 4 | |
| 1 2018-04-03 | マルチメディア | マルチメディアプロフェッショナルセミナー(消費税率の値上げや新しい事例) (税務署の利便性中心に) | 3.0 | | | | |
| 2 2018-04-04 | マルチメディア | 税理士 内田 龍彦 | 3.0 | | | | |
| 3 2018-04-14 | マルチメディア | 税理士会連合会 ACPファンタジック講座(簿記・税務セミナー)活用編 | 6.0 | | | | |
| 12 | | | | | | | |
| | | | (小計) | 0.0 | 32.0 | 0.0 | 0.0 |
| | | | <合計> | | 32.0 | | |

- (3) 「はい」ボタンをクリックし、「ファイルを開く」を選択するとPDFが表示されます。

2-1 受講時間の認定申請方法について

(1) 「その他の研修」の場合

近畿税理士会 研修受講管理システム

研修一覧 申込状況確認 受講履歴確認 自己申請 年度別受講記録

お知らせ 「その他の研修」受講認定申請

【重要】自己申請（「その他の研修」およびマルチメディア研修）は、研修部において認定の事... (実務要領第17条、第18条)。なお、認定状態については「自己申請確認」https://nichizeiren-kensyu.jp/Member/3/koShinseKakunin から確認できます。
 ・京都研修会のお申し込みはこちら→http://www.kinzei.or.jp/pasonet/training/pdf/judakusho.pdf 【ユーザー名：go パスワード：kinki】
 ・認定団体研修会のお申し込みはこちら→http://www.kinzei.or.jp/pasonet/training/certifying_group.html 【ユーザー名：go パスワード：kinki】

2018年度
 実施時間 受講時間 達成率
 36時間 32時間 88.9%

2017年度
 実施時間 受講時間 達成率
 36時間 27時間 75%

以下の自己申請を入力してください。よろしければ「入力内容確認」ボタンを押してください。受講料の時間は、実際に受講した時間を入力してください。

実施団体名 団体名を略さず入力
 日時 2018/04/01 13:00 ~ 16:00 (時間数 / 3.0時間)
 会場 詳細に入力
 講師名 正確に入力
 研修テーマ 研修の科目がわかるよう詳しく入力
 研修の概要 具体的に入力

受講分類 受講者として
 研修の種類 7-1.その他の研修(大学等及び民間団体が実施)

入力内容確認

○ 受講記録を登録する

(1) 画面上部メニューの「自己申請」をクリックし、「その他の研修」受講認定申請をクリックします。

(2) 必要事項を入力し、「入力内容確認」ボタンをクリックします。

<必要事項>

- ①実施団体名
略称を使用せずに入力してください。
- ②日時
※講師としての申請の場合は、実際に講演した時間を入力してください。
- ③会場
- ④講師名
- ⑤研修テーマ
研修の科目がわかるよう詳しく入力してください。
(例) 正：相続税実務の留意点
誤：第5回研修会
- ⑥研修の概要
内容がわかるよう詳しく入力してください。
- ⑦受講分類
「受講者として」または「講師として」を選択してください。
- ⑧研修の種類
該当するものを選択してください。

以下の内容で登録します。よろしければ「登録」ボタンを押してください。

◆6号様式

| | |
|-------|--|
| 実施団体名 | 団体名を略さず入力 |
| 日時 | 2018年04月01日(日) 13:00~16:00 (時間数 / 3.0時間) |
| 会場 | 詳細に入力 |
| 講師名 | 正確に入力 |
| 研修テーマ | 研修の科目がわかるよう詳しく入力 |
| 研修の概要 | 具体的に入力 |

◆分類

| | |
|-------|--------------------------|
| 受講分類 | 受講者として |
| 研修の種類 | 7-1.その他の研修(大学等及び民間団体が実施) |

戻る 登録

(3) 表示される内容を確認し、間違いがなければ、「登録」ボタンをクリックします。

確認 C-1000003

自己申請を登録します。よろしいですか?

はい いいえ

(4) 再度確認画面が表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。「自己申請を登録しました。」と表示されれば登録完了です。

※当該登録内容については、本会での審査(認定)後、受講時間に反映されます。

2-2 受講時間の認定申請方法について

(2) 「マルチメディア方式の研修」の場合

近畿税理士会 研修受講管理システム

研修一覧・ 申込状況確認 受講履歴確認 自己申請・ 年度別受講記録

自己申請確認

研修会検索

| 研修会タイトル | 科目I | 科目II | 配信日 | 講師 | 認定時間 | 申請 |
|--|--------------|------|----------------|------------------|------|-----|
| (マルチメディア) プロフェッショナルセミナー「平成29年分 所得税確定申告の最新動向」 | 税金 所得税 | | 2018年02月06日(火) | 税理士 香坂 萬司 | 3.0 | 申請 |
| 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を活用した電子申告研修会 | その他業務関連 情報処理 | | 2018年01月26日(金) | 本会情報化対策部員 | 2.5 | 申請済 |
| 中小企業経営改善計画策定支援研修会 | その他業務関連 | | 2018年01月25日(木) | 中小企業課税企画 田中 満行 氏 | 2.5 | 申請 |
| (年度別研修) 税金 | | | 2018年02月06日(火) | 税理士 香坂 萬司 | 3.0 | |

○ 受講記録を登録する

(1) 画面上部メニューの「自己申請」をクリックし、「マルチメディア受講認定申請」をクリックします。

(2) 申請したい研修会を検索します(又は研修会一覧から探します)。

☆日税連主催研修会ビデオ(他会提供研修を含む)を視聴した場合は、配信欄の「○ 日税連」を選択し、「検索」ボタンをクリックしてください。

(3) 申請したい研修会の「申請」ボタンをクリックします。

※研修受講管理システムにログイン

し、研修会ビデオの視聴終了後に表示される「受講記録申請」又は「受講記録を登録する」ボタンをクリックした場合は、この申請画面に直接移動します。

以下の受講記録を登録します。
よろしければ「登録確認」ボタンを押してください。

研修会タイトル : 中小企業経営改善計画策定支援研修会
配信日時 : 2018年01月25日(木) 10:30~13:00
認定時間 : 2.5時間
受講日 : 例:2018/12/20

研修会確認コード

戻る 登録確認

(4) 「受講日」(視聴した日)を入力し、「登録確認」ボタンをクリックします。

※研修会確認コードは空欄のままにしてください。

☆日税連主催研修会の受講記録の登録には、(動画内に表示される) 4桁の研修会確認コードを入力する必要があります。

以下の受講記録を登録します。
よろしければ「登録」ボタンを押してください。

研修会タイトル : 中小企業経営改善計画策定支援研修会
配信日時 : 2018年01月25日(木) 10:30~13:00
認定時間 : 2.5時間
受講日 : 2018年12月20日(木)

戻る 登録

(5) 表示される内容を確認し、間違いがなければ、「登録」ボタンをクリックします。

確認 C-3060201

自己申請を登録します。よろしいですか?

はい いいえ

(6) 再度確認画面が表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。

(留意事項)

会場型研修会を受講後、同一のビデオ研修を視聴されても受講記録の登録はできません。

ご都合にあわせて受講できます！

マルチメディア研修のご案内

業務や会場定員等で研修会を受講できない会員のために、本会が開催した各種研修会のテキスト・収録ビデオを「近税パソネット 21」>研修情報>マルチメディア研修/テキスト」に掲載していますので、ぜひご活用ください（講師都合により未収録の研修会を除く）。

なお、マルチメディア研修を受講された場合、当該収録時間がその研修の受講時間となりますので「研修受講管理システム」で受講時間の認定申請をお願いします。

○研修会収録ビデオの視聴方法



- (1) インターネットに接続し、近畿税理士会ホームページにアクセスします。
(http://www.kinzei.or.jp)

検索サイト google 等で検索する。

近畿税理士会

検索

- (2) 「税理士の方へ」をクリックします。



- (3) 「近税パソネット 21」をクリックします。



- (4) 「ユーザー名」と「パスワード」を入力します(会員以外には開示しないでください)。

ユーザー名 : go

パスワード : kinki

入力が終わりましたら「OK」ボタンを押してください。



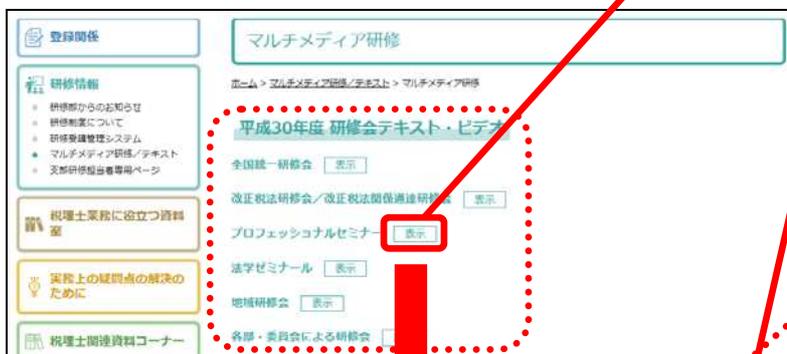
- (5) 「研修情報>マルチメディア研修/テキスト」をクリックします。



(6) 「近畿税理士会マルチメディア研修」バナーをクリックします。

☆日税連主催研修会（各税理士会提供研修を含む）は「受講管理システム」より視聴できます。
※詳細は次葉を参照願います。

(7) ビデオを開催年度・研修会種別ごとに掲載していますので、受講したい研修会種別の「表示」ボタンをクリックします。



(8) 選択した研修会種別のビデオタイトル一覧が表示されますので、視聴したい研修会の「視聴」ボタンをクリックします。

※視聴に際して「当日配布資料」（PDF）をダウンロードしてください。

法学ゼミナール

| 開催日 | 研修時間 | テーマ | 講師 | 研修会資料 | 動画 |
|-------|------|-----------------------------|--|----------|--|
| 8月20日 | 5 | 相続法改正と相続税法 | 立命館大学法学部 教授 望月 寛 立命館大学法学部 准教授 安井 栄二 | ● 当日配布資料 | <input type="button" value="前半視聴"/> <input type="button" value="後半視聴"/> |
| 7月24日 | 3 | 租税回避を認定し、これを否認する「打ち出の小楮」はない | 関西大学名誉教授 村井 正 | ● 当日配布資料 | <input type="button" value="視聴"/> |

地域研修会

(9) 視聴ページが表示されますので、「▶（再生）」ボタンをクリックします。

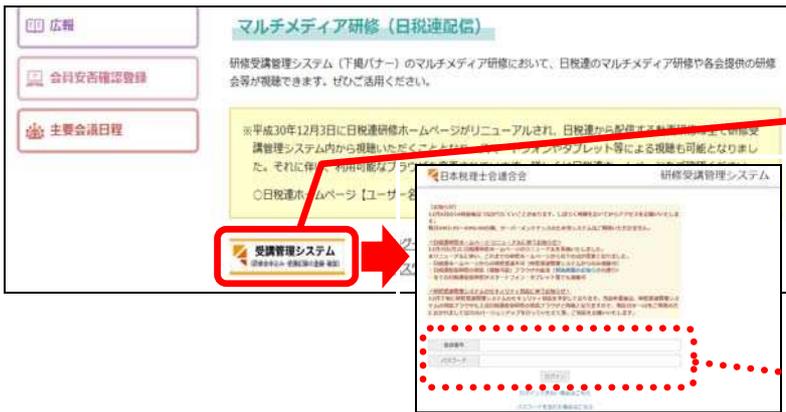
○視聴後、研修受講時間として算入する場合は認定申請が必要です。



(10) 視聴終了後に表示される「受講記録申請」ボタンをクリックすると、研修受講管理システムの申請画面へ移動します。
※同申請方法（詳細）は次々葉を参照願います。

※視聴後に出る「受講記録申請」ボタンをクリックすると受講記録の申請画面へ移動します。

○日本税理士会連合会ビデオ研修のご案内



○研修受講管理システムにアクセスし、ログインします。

- (1) 「近税パソネット 21」>研修情報>マルチメディア研修/テキスト」にアクセスし、「受講管理システム」バナーをクリックします。
- (2) 研修受講管理システムにログインします。

ログイン方法

「登録番号」と「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリックします。

- ①初期パスワードは「西暦の生年月日(8桁)」です。(例) 19630223
- ②初めてログインする場合やパスワードを忘れて初期化した場合には、パスワード設定画面に移動します。
※パスワード設定画面の「現在のパスワード」は初期パスワードです。



○研修会ビデオを視聴する。

- (1) 「マルチメディア研修 (日税連)」バナーをクリックします。
- (2) 視聴したい研修会を検索します(又は研修会一覧から探します)。
- (3) 視聴したい研修会のタイトルをクリックします。
- (4) 研修会詳細ページが表示されますので、「▶ (再生)」ボタンをクリックします。
- (5) 視聴ページが表示されますので、「▶ (再生)」ボタンをクリックします。



○視聴後、研修受講時間として算入する場合は認定申請が必要です。

- (6) 動画内に4桁の研修確認コードが表示されますので、同コードを控え、視聴後、受講記録の登録の際に入力してください。
- (7) すべての動画視聴終了後に表示される「受講記録を登録する」ボタンをクリックすると、研修受講管理システムの申請画面へ移動します。
※同申請方法(詳細)は次葉を参照願います。



○受講時間の認定申請方法について



○研修受講管理システムにアクセスし、ログインします。

※ログイン方法は前葉を参照願います。

(1) メニューの「自己申請」をクリックし、(プルダウンで表示された)「マルチメディア受講認定申請」をクリックします。

(2) 申請したい研修会を検索します(又は研修会一覧から探します)。

☆日税連主催研修会ビデオ(他会提供研修を含む)を視聴した場合は、配信欄の「○日税連」を選択し、「検索」ボタンをクリックしてください。

(3) 申請したい研修会の「申請」ボタンをクリックします。

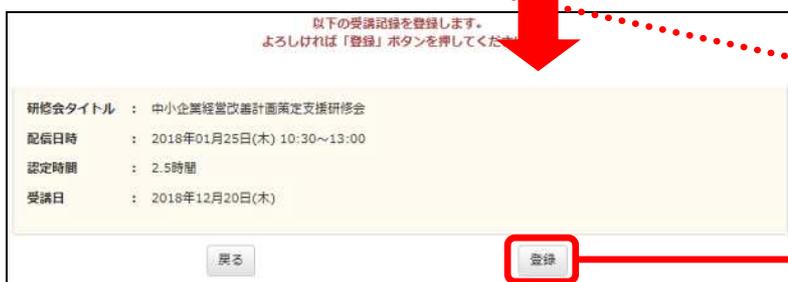


※研修受講管理システムにログインし、研修会ビデオの視聴終了後に表示される「受講記録申請」又は「受講記録を登録する」ボタンをクリックした場合は、この申請画面に直接移動します。



(4) 「受講日」(視聴した日)を入力し、「登録確認」ボタンをクリックします。
※研修会確認コードは空欄のままにしてください。

☆日税連主催研修会の受講記録の登録には、(動画内に表示される)4桁の研修会確認コードを入力する必要があります。



(5) 表示される内容を確認し、間違いがなければ、「登録」ボタンをクリックします。



(6) 再度確認画面が表示されますので、「はい」ボタンをクリックします。

(留意事項)

会場型研修会を受講後、同一のビデオ研修を視聴されても受講記録の登録はできません。

創立30周年 新たな賛助会員 制度を開始いたしました

平成26年4月1日より
賛助会員制度を刷新
し、新サービスを開始
いたしました。
サービス向上に努め、大
幅に特典が充実してお
ります。
ぜひご入会ください。

会費(年額)

15,000円～

普通会員:15,000円
特別会員:20,000円
法人会員:30,000円
名誉会員:10万円以上

賛助会員募集

会員特典

- ◆租税ゼミナールの受講料割引
- ◆機関誌「税研」の無料配布
- ◆「税務事例研究」年度版 CD-ROM
の無料配布
- ◆当センター刊行物の割引購入(2割引)
- ◆当センター刊行物の電子書籍サービス
- ◆図書室蔵書の貸出利用
(貸出冊数:2冊、貸出期間:2週間)
- ◆コピーサービスの利用
- ◆日税研通信ゼミ審査料免除

+

特別会員限定

- ◆研究紀要「日税研論集」の無料配布
- ◆当センター刊行物の割引購入(3割引)
- ◆図書室蔵書の貸出利用
(貸出冊数:4冊、貸出期間:4週間)
- ◆コピー代金の月末締請求を利用可能
- ◆税務相談室の優先利用

詳しい情報は下記Webサイトより
アクセスしてご覧ください。

日税研

検索

<http://www.jtri.or.jp>

日本で最大の
税に関する
民間シンクタンク

「税」の未来はここからかわる

公益財団法人日本税務研究センター

公益財団法人日本税務研究センターは、租税制度、税務行政、税理士制度及び企業会計等に関する学術的な調査研究を行い、それらを広く一般に公開することによりわが国の申告納税制度の進歩発展とその普及啓蒙等に資することを目的に活動しています。

研究者、実務家、税理士をはじめ、広く一般国民に向け、税務に関する有益な情報を提供しております。

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館1階

お問い合わせ **03-5435-0912**

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお送りください。

賛助会員入会申込書

| | | | |
|---------|--|-------|--|
| 会員種別 | 特別会員又は普通会員をお選びください。 <input type="checkbox"/> 特別会員(年額 20,000円) <input type="checkbox"/> 普通会員(年額 15,000円) | | |
| フリガナ | | | |
| 氏名 | | | |
| 所属税理士会 | 税理士会 | | |
| 所属支部 | 支部 | | |
| 税理士登録番号 | | | |
| 住所 | 〒 _____ | | |
| 電話番号 | — — | FAX番号 | — — |
| E-Mail | @ | | メールマガジン <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 |

〔入会手続について〕

1. 必要事項をご記入の上、FAXにてお送りください。
2. 後日、当センターからお送りする正式の入会申込書(兼口座振替依頼書)に所要事項をご記入し、ご返送ください。初年度の会費は、上記申込書に同封の専用払込用紙により払い込みください。
3. 当センターで確認後、会員証をお送ります。

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
|--|--|--|--|

| | |
|---------------|--|
| 日本税務研究センター使用欄 | |
|---------------|--|

